

平成27年陸別町議会12月定例会会議録（第2号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成27年12月17日	午前10時00分	議長	宮川 寛	
	閉会	平成27年12月17日	午後3時18分	議長	宮川 寛	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 8人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	○
欠席 0人	2	久保広幸	○			
凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲⊗ 公務欠席を示す	3	多胡裕司	○			
	4	本田 学	○			
	5	山本厚一	○			
	6	渡辺三義	○			
	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	多胡裕司		本田 学			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 吉田 功			主 査 吉田利之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆		教育委員長	石 橋 勉	
	監 査 委 員	飯 尾 清		農業委員会長（議員兼職）	多胡裕司	
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治		会計管理者	芳 賀 均	
	総 務 課 長	早坂政志		町民課長	（芳賀均）	
	産業振興課長	副島俊樹		建設課長	高 橋 豊	
	保健福祉センター次長	丹野景広		国保健康診断所事務長	（丹野景広）	
	総務課主幹	空井猛壽				
教育委員長の委任を受けて出席した者の職氏名	教 育 長	野 下 純 一		教委次長	有 田 勝 彦	
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	棟 方 勝 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
追加 1	発議案第5号	議員の派遣について
3		委員会の閉会中の継続審査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（宮川 寛君） 原田参事より、欠席する旨、報告がありました。

◎諸般の報告

○議長（宮川 寛君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎開議宣告

○議長（宮川 寛君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮川 寛君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番多胡議員、4番本田議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（宮川 寛君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許しますが、最初に一般質問を行う久保議員からの一般質問通告書には、農業委員会会長の答弁を求める内容が含まれております。したがって、多胡議員は農業委員会会長席に移動願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

きょうは、関寛齋に学ぶまちづくりとしての映画制作及び農地の利用集積につきまして町長及び農業委員会会長にお伺いいたします。

まず、関寛齋に学ぶまちづくりとしての映画制作についてであります。当町開拓の祖は関寛齋であります。明治35年寛齋72歳の入地であったと言われております。その後の足跡につきましては、私なんかは申し上げるまでもなく、皆さんのほうははるかに御存じで、さまざまな方々が今も研究を続けられており、町内では陸別町教育委員会を初め、郷土研究会や関寛翁顕彰会が、これら貴重な記録を散逸させることなく、関寛齋資料館における収蔵

に努めております。また、当町では、その功績をたたえて、銅像、記念碑や記念公園などを整備するとともに、国民健康保険診療所を関寛齋診療所と名づけております。入地後、寛齋は想像を絶する困難にもめげず、開拓と地域住民の診療に努めたのでありますが、このことについて、当町にゆかりのありました司馬遼太郎は、自著「街道をゆく」で、彼にとって開拓は自然に還ることであり、さらには社会への報謝であると表しております。

平成6年3月、陸別町教育委員会編集発行、関寛齋資料館案内冊子の中の、生き続ける寛齋像の一文を紹介させていただきます。「栄達の道をさけ、高齢をものとせず、苦難の道を選んだ寛齋をしのぶ人々のあいだに顕彰活動は起こり、その活動は今日も絶えることなく続いています。また、寛齋を取り上げた著作、論文も続々と発表されています。英雄、偉人として歴史上に華々しく登場した人物ではなく、形として残る大きな業績を残したわけでもない寛齋ですが、医者としての原点、人間の生き方としての理想像の評価が大きく変えられることがない限り、寛齋の人間像は時代を超え、いつまでも人々に感銘を与え続けていくことでしょう」と記されております。

それでは、通告の質問に入らせていただきますが、今、我が国は、少子高齢社会の中で人口が減少し続けるという、かつて経験したことのない苦難に直面しております。国が進める地方創生の名のもとに、町の存亡をかけて地方版の人口ビジョンと総合戦略を策定し、自治体間の競争をスタートさせました。

さきの定例会における一般質問でも述べさせていただきましたが、当町の持続可能なまちづくりには、地域の歴史や文化、産業などの知識の習得を初め、子供たちがみずからの今後の生き方を考え、地域の産業の担い手として成長し、活躍していけるような教育の充実に期待しているわけであります。陸別町の総合戦略策定のための中高生を対象にしたアンケートに、貴重な意見が寄せられております。当町をPRする努力が必要なこと、全員がまとまり一丸となってまちづくりを行わなければならないこと、そして、町外に出た人がまた戻ってきたいと思えるまちづくりをすること、将来を担う子供たちの願いに応えなければなりません。

陸別町地方版総合戦略等検討会は、陸別町人口ビジョンにおける2060年の目標人口を、国立社会保障・人口問題研究所の推計値の2倍を超える1,550人に決めました。検討会は、これを町民の決意と捉えております。そして、陸別町総合戦略には、児童・生徒の学習等支援事業として、関寛齋の開拓について再考することで愛町精神を育むことが規定されております。

折しも、3年後の平成30年には、当町の開町100年、町政施行65周年を迎えます。この大きな筋目に、当町の存亡をかけて国の地方創生に基づく施策を取り進めていくわけでありますが、まさに今、関寛齋顕彰会などが中心になって、開拓の祖・関寛齋の思いを顧みて、次の世代に引き継いでいくための寛齋を題材としたノンフィクション映画を町民オールキャストで制作できないか、模索しております。町として、これを開町100年、町政施行65周年記念事業として実現することができないか、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、関寛斎については、陸別開拓の祖でもありますし、生きざま一つとっても、町民誰もが尊敬していると思っておりますし、紛れもない事実であると、そのように思っております。おっしゃるように、総合戦略の中にも、あえて関寛斎という実名もしっかり入れてあります。関寛斎に学ぶまちづくりは、至極当然のことと私も考えております。

今の御質問なのですが、映画をつくらないかと、開町100年、町政施行65周年のそのときに、映画をつくらないかというお話なのですが、今、私のところには、わずかな情報しか正直いってまだございません。持ち合わせておりません。ほとんどの町民の方も、そのことについてはまだ知らないのではないのかなと、そんなふうに思っています。一言で映画といっても、これは膨大なもので、イメージビデオをつくるのとはちょっとわけが違ってくるのではないのかなと、幅広い、本当に先ほど言ったように膨大なものになるのではないかと、そんなふうに思っています。そんなこともありますので、今この場で具体的なことを言うのはちょっと余りにも無責任だなというので、そのことに関してのやるやらないの答弁は差し控えたいと思います。ただ、議員の御意見は丁重に承っておきたいと、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 現時点で受ける町長の答弁といたしましては、至極当然の内容かと自分も認識しております。きょうを機に、町民の皆さんにも、この提案に対してどのような意見をお持ちになれるか、今後の動向を見なければならぬだろうと、そのように考えております。

申し上げるまでもなく、開町100年は、1919年に足寄郡戸長役場から分離して、戸長役場を設置したことを始まりといたしまして、平成30年が100年目に当たるわけですが、これまでも、筋目の年にはさまざまな記念事業を行ってきております。いずれもが、開拓のあけぼの期を担った関寛斎をしのび、その思いをよりどころに愛町の精神を確かめ合ってきております。

きょう、地方創生と映画制作につきまして申し上げましたが、考え方によりましては、突拍子もないことと思われるかもしれませんが、決してそうではなく、御存じと思いますが、他府県では既に取り組みされている自治体がございます。スケールは違いますが、現在上映されておりますトルコ共和国との親交を題材にした「海難1890」は、和歌山県串本町長がまちおこしとして発案したものとされておりまして、熊本県は、地方創生の目玉事業の一つとして、地元出身の映画監督が中心になって、阿蘇市などとの広域連携で映画制作を始めております。インターネット上でも、その事例と評価が配信されておりますが、多くは映画制作の過程で地域の人同士の連帯感が強まったとか、外部の目線で地域を見ることにより、地域の人にも新たな魅力が発見できるなど、肯定的な意見になっております。

もちろん、この映画制作には大きな資金が必要になります。これは考え方でございますが、例えば、それを関寛斎ゆかりの徳島県、東金市、銚子市などとの地方創生に係る広域連携事業にできれば、負担も随分軽減されると思います。そのような取り組みの可能性が検討

できる材料になるかどうか、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど申し上げましたとおり、今、余り具体的なことをやっぱり言うべきではないと思っていますので、議員のお話し、本当に丁重に御意見として、今の時点では承っておきたいというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） これも同じようなお話しになるのですが、私も現時点ではそのように受けとめなければならないだろうとっております。

いずれにしても、さきに申し上げました外部の目線で地域を見ることというプラスの評価についてであります。去る10月5日、札幌市において「北海道開拓コースを探る」と題します第5回寛斎セミナーが開催されております。陸別からの30名を含む150名の参加を得て、当町ゆかりのお二人による記念講演がありまして、その後に参加者による交流会が行われたのでありますが、今は当地を離れて暮らす当町出身の方が多数おられました。幾人かと話す機会があり、その中で、いつになってもふるさと陸別には特別な思いがあって、新聞などの報道をつぶさに把握されていて、当町の事情に詳しいのには驚かされました。「ふるさととは遠きにありて思うもの」と言われますが、いつになっても心のよりどころになっているのだと感じたのであります。人口の減少は避けられませんが、町外にも多くの応援者がおります。陸別の町としてのイメージ像を確立し、話題を共有することで、当町との絆を深めることが今後のまちづくりの一翼を担うものと考えます。

そのようなことから、開町100年の筋目に際して、開拓の祖・関寛斎のスピリッツを再考することは、切り離すことのできないものと考えます。ぜひとも、映画制作を実現させていただきたく願うことを申し上げまして、質問を続けさせていただきます。

次に、農地の利用集積についてお伺いします。

農業者の後継者不足、高齢化による生産活動の低下や農地需要の減退などによる地域の活力低下が懸念されている中で、遊休農地や耕作放棄地の増加が全国的に問題になっております。当町におきましても、陸別町農業委員会が公表しております耕作放棄地面積は、平成26年4月時点、これは「2010年の農林業センサス」の数値によるものでございますが、72ヘクタールあるとされております。先ごろ、「2015年農林業センサス」の概数値も公表されておりますので、若干数値は異なるかもしれませんが、公表されている数値としては、72ヘクタールということでありまして。

この耕作放棄地の取り扱いにつきましては、農林業センサスや耕地面積調査など、それぞれに定義が異なっているようで、したがって、調査結果にも差異があるとのことですが、回ってみますと、明らかに以前は採草地であったであろう荒廃農地が見受けられるのも実態であります。農業の機械化とその大型化が、地形などのリスクによって利用されない農地の発生につながっているものと考えられます。また、農家戸数の減少によって、農地の需給関係が緩くなって、更新の行われない牧草地がふえ、結果として地力の低下を招き、収量が落ちて、荒廃に至っているものもあります。

さらに、JA陸別の将来に関する北農中央会独自のシミュレーション調査結果では、このままの状態推移した場合、10年後には1,200ヘクタール余りの農地の引き受け手を用意しなければならないものとされており、国の地方創生に基づく当町の地方版総合戦略におきましても、新規就農者数を年に1組、農業生産法人数は計画の5年間で3法人を見込んでおりますし、飼料生産における個別完結方式の限界に対応する作業支援システムとして、TMRセンター、日本語で言いますと、混合飼料供給センターとなるそうですが、この拡充などが上げられております。このようなことで、農家戸数が漸減しても、農作業の支援システムや法人化でそれをおくらせ、新規就農者でそれを補う体制の整備を急いでおりますが、それにしても農家戸数が減ることによって、農地の流動化は避けられないものと考えられます。

このことにつきましては、3年近く前の町議会、平成25年3月定例会において、人・農地プランに関する質疑が行われております。人・農地プランとは、地域の担い手確保の問題や将来の農地利用について、地域で話し合っ解決するための計画とされておりますが、当時は、プランは分線地区を対象に作成したが、今後は町一円で農業者の考え方を踏まえて積極的に推進したいと答弁されております。

そこで、このプランに関する現在の作成及び見直しの状況について、お伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ただいまの農地の利用集積について、人・農地プランに関する作成及び見直しの状況ということで、私も記憶の中で、平成25年3月の定例会で、たしか古田議員の質問があったように記憶して、私なりに調べてきました。一応いろいろ見直しや何かもありましたので、そこら辺ちょっと説明しておきたいなというふうに思います。

お話のように、国では、地域での話し合いに基づき、人と農地の問題を解決するために、人・農地プランの作成を通じて地域における中心的な経営体を明確にし、それらの経営について青年就農給付金などの対象とする制度を創設したと。ほかに、スーパーL資金の5年間の無利子等、そういうことも含まれていたと思います。

経過としまして、当初平成25年1月23日、分線地区におきまして人・農地プランを作成いたしました。平成25年9月20日、上陸別地区と上陸別地区以外をまとめた陸別地区の2計画を作成いたしました。陸別地区には、最初につくった分線地区をこのときに組み入れております。二つの区域に分けたということなのですが、これは全町で一つだと余りにも区域が広過ぎることと、各種支援対策の対象とならない可能性があったと。そういう理由がありまして、国のほうからも指導がありまして、そういうふうに二つに分けたという経緯があります。

なお、必要の都度、計画内容を見直すことができます。平成26年11月25日と27年3月27日、一部の見直しを行っております。これについては、計画の策定につきましては、陸別町人・農地プラン検討会というものをつくりまして、承認を受けて随時決定し

ているということでございます。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま御答弁いただきまして、プランの作成や見直しの状況につきまして、既に御存じと思いますが、北海道内の市町村別データとして、平成26年度分につきましては、本年10月に北海道農政部農業経営局農業経営課が公表しております。そのことにつきましては、後の質問に関連することでありますので、その質疑の際に少々述べさせていただきます。

さらに、25年3月の定例会における質疑の際に、人・農地プラン作成の目的の一つである将来の農地利用のあり方に関して、利用の集積については、農業委員会が中心になって着々と進められている旨の答弁がありましたが、確かに農業委員会としましても、公表されております今年度の活動計画では10ヘクタール程度の利用集積を予定しております。町としましても、現時点での農地の利用集積の進捗状況をどのように見ておられるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 農地利用集積の進捗状況ということなのですが、農地利用集積計画というのは、これは議員おっしゃるように、農業委員会で土地の出し手、受け手、そういう関係を調整して、整った場合は町長に対して利用集積計画の作成について要請があります。町長は要請に基づきまして、利用集積計画を樹立して告示するというような流れになっています。この告示をもって賃貸借、使用の貸借、あとは売買に至るまで所有者の移転等、決定されるような仕組みになっております。

これ以上具体的な実務は、農業委員会で行っていると思いますので、議長、これから後の答弁はよろしくをお願いします。

○議長（宮川 寛君） 多胡農業委員長。

○農業委員長（多胡裕司君） それでは、一般質問の内容についてお答えをいたします。

農地の利用集積の進捗状況ということなのですが、まず今、町長の話がありましたように、出し手と担い手、これが整った場合、私たち農業委員会としては、町長に対して利用計画の作成を要請すると。町長は、要請に基づいて農地利用集積計画の作成を告示します。そこで、私たち農業委員会としては、粛々として受け手、出し手、それと売買、また所有権の移転に関することを農業委員会で決定いたします。

それで、実績なのですが、まず陸別町の農地台帳の面積は、今6,200町余りです。そこで、町外の農業者の耕作地というのが280町ございます。これは、置戸町に267町ですとか、足寄町の一部の方が約十四、五町あります。それと公共草地、例えばトラリ地区においては42町、また鹿山地区が約550町余り、それとポイントマムの公共草地が565町ぐらいございます。それと集積率、ここが一番のあれだと思っておりますけれども、担い手、認定農業者の数が、法人が10戸、個人が61戸。それで、法人の方の面

積が1,200町余り、そして個人の認定農業者の面積が2,600町余りでございます。面積がこういうふうになっております。

それと、認定農業者以外の農家、これが陸別町は15戸ありまして、面積に直しますと350町余り。それと、あと河川用地、号線ですとか、町の所有地、また相続未了での利用権設定ができない農地ですとか、利用権未設定農地、いわゆる闇小作、これが約350町ほどあります。

それで、農地の集積率を単純に申しますと、認定農業者の農地、これがいわゆる農地集積率ですから、これが3,880町余り、それと農地台帳の面積が6,200町余りですから、これを単純に割りますと62.6%の集積率となります。しかしながら、先ほど言った実質の集積面積というのは、担い手の農地面積が3,800町、それといわゆる町外の耕作地ですとか、公共草地、それらを引いた面積で、4,770町余りで割りますと81.3%の率になるかと思えます。

それで、うちの農業委員会としては、担い手農地の集積の取り組みということで、非農家からの所有権の移転ということで、平成25年度は、12件で約139町の売買になっております。その内訳は、町外在住者が7名、町内在住者が6名でございます。そして平成26年度は、件数が9件で135町余りの所有権の移転になっております。町外者が4戸、町内在住者が5戸でございます。そして今年度は、件数にして15件、面積にして160町余り、それで町外在住者が10戸、町内在住者が5戸の所有権移転を見ております。この3年間で見ますと、36件で434町余り、件数にしまして、町外の在住者が21名、町内在住者が15名でございます。

それと、一昨日の補正により、相続関係説明図作成業務委託、これを予算計上いたしました。これは、相続人の調査でございます。町内、町外の相続人をいち早くきちっと整理をして、相続の進んでいない農地がありますので、そこら辺をきちっと精査をして、いち早く賃貸借及び売買に結びつけて、さらなる集積率の向上を図っていこうと思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 続けます。先ほど申し上げました北海道農政部が公表しております平成26年度人と農地の状況に関する市町村ベースデータにつきまして、先ほど町長から答弁がございましたが、人・農地プランの作成見直しの状況につきましては、答弁のとおり、町内2地区で作成されておまして、平成26年度に2地区とも見直しが行われていることに、公表されている資料ではなっております。

また、担い手の農地集積の状況について述べさせていただきますが、これも公表されている数字であります。見直しの状況につきましては、管内19市町村全てにおいて144地区に分けて作成されており、うち120地区で平成26年度中に見直しが行われております。担い手の集積状況につきまして、同じく公表されておりますが、その集積率につ

きましては、管内19市町村平均では、平成26年3月末時点で89%、本年3月末時点で90%となっております。

なお、当町につきましては、先ほど農業委員長から答弁がありました。面積とか算出の方法によっていろいろ捉え方が違うのではないかと考えます。私の持っている資料では、当町の耕地面積は、若干の違いですが、公共草地などを含めまして6,080ヘクタール、これらの公共草地等を除く経営耕地面積が4,900ヘクタール余りと。そのうち、これはJA陸別の本年8月時点の調査であります。130ヘクタールが借地として賃貸借されていると、そういう状況でございます。そういう状況を踏まえまして、今公表されております算出法の違いもありますが、当町の状況といたしましては、集積率については、平成26年3月末時点で75%、本年3月末時点では76%ということでありませぬ。市町村それぞれに固有の事情があると思われませぬので、集積率のみをもって事業への取り組みいかんを評価すべきものではありませんが、一般的には農地の集積率が農業経営のコストに反映されますので、その向上に向けた取り組みが必要と考えませぬ。

質問を続けさせていただきます。

当町の農業経営者の年齢構成から考えますと、今後、相当のスピードで離農者が発生するものと見込まれております。したがって、それに対応する農地の集積によって遊休農地や耕作放棄地の発生を積極的に進めなければならないものと考えませぬ。農地の集積に関してですが、現在、国は農地中間管理機構の事業を制度化して、農業の担い手だけではなく、農地の所有者である貸し手などの出す側にも金銭的な支援が行われる仕組みにしております。北海道農政部が公表しております平成26年度人と農地の状況に関する市町村ベースデータには、このことにつきましても含まれておりませぬ、管内19市町村のうち、農地中間管理機構の事業とその前に制度化されている農地利用集積円滑化団体の事業のいずれも活用していないのは、これは直近の状況は私はわかりませぬが、平成26年度までは陸別町のみとなっております。当町におきましても、農地の荒廃対策としては幾つかの施策を準備しているものと考えませぬが、この農地中間管理機構の事業も有効なものと考えませぬ。これを活用してこなかったのは、対象となる農地の管理案件がなかったのか、このことについてお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お尋ねの、これは平成25年の法律第101号だったと思うのですが、農地中間管理事業の推進に関する法律ということで、中間管理機構の活用を図ることなのでございませぬが、これはわかりやすく言うと、公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構となりませぬ、農地中間管理事業を実施するということになっております。先ほどもありました農地の出し手、そして受け手ということになるのですが、陸別町では受け手はいるのだけれども出し手がないということですので、今まで陸別町で、これは利用されていないと。それと、ちょっとお聞きしたところ、これを使うと結構時間的にかかってしまうというようなこともありませぬ、利用者がいないというふう聞いて

いますが、これに関しても、議長、実務は農業委員会のほうにお願いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 多胡農業委員会長。

○農業委員会長（多胡裕司君） それでは、ただいまの中間管理機構についてお知らせをいたします。

これは、国の施策で、農業委員会にかわって中間管理機構、北海道でいいますと、北海道農業公社でございます。それで、最初の申し込みを受け付けした時点で、うちは受け手が1人、出し手がゼロでございます。それで、今うちの地域と、あと残り3町村が農地中間管理事業を使っておりません。それはどうしてかといいますと、当町は離農が少ないと。離農が出た場合に速やかにこの管理機構に乗るのもいいのですけれども、やはり負債があって、どうしても農地の売買に応じないとならないという考えもありますし、出し手の方の年齢が非常に高齢だということで、これは賃貸借を結んでから10年間、その方が亡くなった場合には、お金を返さないとならないと。その間、相続ができればいいのですけれども、出し手の方の意向としては自分のお子さんたちに迷惑をかけたくないという理由で、なかなか出し手に、考えているのだけれども無理だねということで、うちはこれを使っておりません。

それで、多分恐らく、これから考えられるのは、大きな法人格が会社をつくって、これに数人の農地を法人格に賃貸借契約を結んで、その間白紙委任契約を結んで、そういう形で中間管理機構、これを使う事例が最近では、隣町でいきますと置戸町、それと津別町の畑作農家が二百五、六十町の中間管理機構事業を利用しております。それと、大樹町のメガファーム、これが約300町余り、これも新しい会社をつくって、これに移行して中間管理機構を使って集積を図るという運びになっております。

当町としても、離農ですとか、法人格、そういった場合に、これから中間管理機構の話になっていくのかなと思うのですけれども、現時点ではまだ、うちとしては出し手と受け手、こちら辺がありませんし、きちっと賃貸借を結んでいるもの、農業委員会で結んでいるもの、合意解約をして中間管理機構に入るということはできませんので、今の段階では、まだ出てきた段階で考えるということだとどめております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今、農業委員会長からの答弁の中にありましたが、既に皆さんも御存じのことと思いますが、隣町、置戸町勝山地区のことにつきまして、今答弁があったわけですが、ここは農家13戸が面積計500ヘクタールで法人を組織したと。農地中間管理機構制度の補助金を利用するとともに、町として公共施設、これは勝山の公民館でございますが、改修して法人の事務所として提供するなどの支援を行っております。農地中間管理機構の事業を活用することによって、経営コストの削減のみならず、場合によっては、参入企業の誘致や研修農場の整備などを含む取り組みも検討できるようになるのではないかと考えているわけであります。

最近の新聞報道でございますが、国は、T P P 対策といたしまして強力に法人化を推進する考えを示しております。例えば、農業生産法人への一般企業の参入の出資割合、現在は原則 25%未満に限られておりまして、来年の4月からは、これが50%未満に拡大されます。さらに、50%以上に引き上げる考えも検討されているということでありまして、そういうことで今、農業委員会長が答弁されましたように、大きな法人の、法人化への進め方がどんどん進んでくるだろうと思います。また、J A 陸別が計画しておりますリース方式の農場整備におきましても、農地中間管理機構を使うことによって、土地だけでもリースしやすくなりますので、新規就農者に対する設備整備がスムーズに行われるようになるのではないかと、そのように考えております。

今、農業委員会会長の答弁の中で、現時点まではいろいろな問題で取り組めない部分があったのではないかとと思いますが、大規模法人の設立に関しては、当然集約が必要になりますので、前向きな検討を加えていくだろうと、そのように私は理解しておりますので、これに関する質問は、きょうはしないでおきます。

農地の賃貸借につきましては、これまでは、個人的な信頼関係に基づいているものが多い状況にあります。大規模経営を推進する上で、今申し上げましたように、借入地の集積が必要になるのは紛れもない事実であります。折しも、今、政府税制調査会では、来年度の税制改正大綱を取りまとめておりますが、その中で、検討の段階ではありますが、耕作放棄地に対する固定資産税の引き上げと、一方で、農地中間管理機構に農地を貸し出した場合の税の軽減案を打ち出しております。固定資産税の引き上げにつきましては、現行では農地全般に適用しております軽減措置の対象から耕作放棄地を除外する方法が考えられているようではありますが、いずれも、早ければ平成29年度から実施したいとしております。

平成25年の農地法改正によりまして、耕作放棄地対策が強化されております。既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作放棄地となるおそれのある農地も対策の対象になりました。また、所有者不明になっている耕作放棄地につきましても、公示と道府県知事の裁定によって農地中間管理機構が借り受けることができるようになっております。人・農地プランの作成見直しを積極的に進める中で農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえまして、農用地の集積、収益に向けた合意形成を図って、農地中間管理機構の農地中間管理事業、これは農地の貸借でありますし、さらには法改正で農地中間管理事業の特例事業とされる農地の売買等事業を活用していくべきものと考えております。

再度繰り返しになりますが、農地中間管理機構の事業につきましては、これまでは利用されておきませんが、今後、大型法人化に向けては必要に応じて検討するというふうに理解させていただきまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川 寛君） 多胡農業委員会長。

○農業委員長（多胡裕司君） 今の議員のおっしゃるとおりだと思っております。その前は、規模拡大加算というのがございました。それが今の中間管理機構に移行する前でございます。これが対象になったのがTMRセンター、約350町余りで会社を立ち上げ、それに白紙委任をしてきちっと会社に移行したということで、規模拡大加算を利用してきたのが、その当時でございます。それが、今、議員おっしゃるように、平成25年度から中間管理機構、これができてから規模拡大加算がなくなりました。それで、なかなか移行する状況に、今議員がおっしゃるように、恐らく大きな法人化を目指さない限り、これには当てはまってこないのかなと。

また、陸別町は非常に離農が少ないです。ほかの町村でいきますと、ほとんどが離農した農地、離農しようとするところを中間管理機構に乗せて、受け手に渡しているのが現状です。しかしながら、うちの場合、出し手がないということで、2割いきません。ほかの町村は2割を超えているということで、これに当てはまってくるのですけれども、最近では高齢化ということで、なかなか賃貸借に結びついていないのが現状だと、ほかの会長さん方もそうおっしゃっております。今、議員がおっしゃるように、そういう場合、大きな法人格ができた場合には、中間管理機構に移行する形がとれば良いなと思っておりますので、ぜひとも農業委員会としてもいろいろな形で集積を進めていきたいなと思っております。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町のほうでも、時代も変わって、環境も変わってきているというのは、十分承知しているつもりです。農地に関しては、農業経営の根幹を占めるすごく大事なことなので、個々はもちろんですけれども、JA、そして農業委員会、関係機関と十分連携を図って調整をとってほしいと思います。そして、町もできることがあれば一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと、かように思います。

○議長（宮川 寛君） 11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番本田議員。

○4番（本田 学君） よろしくお願ひします。

きょうは、陸別チャレンジプロジェクトということで、平成24年から進んできていることでございます。ミネラルウォーター開発事業、木炭開発事業、薬用植物研究事業、それと陸別牛乳、それと、これからのブランド、これからどう進んでいくのかということと、今までの成果をどう評価しているのかということ、わかりやすく、きょうは行きたいなと思っております。

12月2日から8日まで、JR札幌のどさんこプラザで、陸別物産展ということで1週

間ありました。私、その中で2日間駅にいまして、陸別の山菜等はもちろん、鹿ジンギスカン、ジャーキー等々売ってきまして、札幌でも、陸別のラリーに来ましたとか、いろいろ駅の一角に初めて1日というか、2日いたのですけれども、なかなか自分でも勉強になったというか、やっぱりお話もできないと物も売れないという、その中に今回、チャレンジプロジェクトの中にさまざまな可能性があるのではないかなと思っております。

ただ単に、陸別チャレンジプロジェクトということで始まってきておりますが、町民の中には、これからどうなっていくのかとか、いろいろな町長の思いも、きょう聞かせていただきたいなと思います。それと、職員、町民にわかりやすい進め方になっていけばいいかなという思いで、きょうは一般質問をしていきたいと思います。分けていきたいと思えます。

まず、ミネラルウォーター開発事業ということで、平成24年に試供品1万5,000本ということで、委託製造で始まってまいりました。24年の前にも、陸別においしい水が湧き出ているという話が、数年前からあって、やっと実現化されて500ミリリットルのペットボトルで誕生したのかなと思っております。商品名とか、さまざまなパッケージを決める委員会のときに、私も一応参加して、できたことを覚えております。そのころは、まだ水道水ということで始まりましたが、やはりナチュラルミネラルウォーターということで、平成25年、そして3万本という製作できております。そして今に至っておりますが、まず24年から27年まで、水に関して、町長の感想というか、ここまでの成果についてどのような分析をしているか、まずお伺いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず最初に、チャレンジプロジェクトについては、私の選挙公約でもありまして、調査研究事業の強化推進と、これを掲げています。間違いなく事業を継続する考えでありますし、チャレンジ精神というのは常に持ち続ける必要があるなど。これはまちづくりにとっても同じようなことが言えるし、それは、議員も御理解していただけるのではないのかなというふうに思っています。

それでは、まずミネラルウォーターですね。議員おっしゃるように、平成24年度から始まりまして。今までに7万5,000本製造しております。そのうち、これは12月10日現在の数字なのですが、PR用で4万6,221本、販売では2万3,804本、残が約5,000本近く、4,975本ですか、残っている状態になっています。今申しましたPR用の数字でいくと、パーセントでいくと約61%、これはお金になっていないPRのもので出しています。議員もいろいろなところに行って、物販をやっていただいているのですが、味もおいしいねと評判ですし、パッケージもかわいいと。そして、見て陸別町とわかっていただけると、それもちょっと効果の一役でないのかなと思っています。

当初、水のこれは事業として、こうやって手がけて、どこか受け手があれば、それを事業化してやっていただくというのが一番いいことだと思ってきていたのですが、なかなかやっぱり事業をやるほうも採算の問題とかありますので、二の足を踏んでいるのかなとは

思うのですが、これからも今までどおり、何本つくるかというのはまた別にしまして、PRしたり、また町内外での物販促進活動等、そして先ほど言いました事業化に向けてのことも、いろいろ調査していきたいと、かように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 町長おっしゃるとおり、前回、町長が副議長のころに、黒松内町に行って視察をしてきたときに、ただより高いものはないではないですけども、水はただで湧き出ても、やはりパッケージとか、そういうもののお金が結構かかるということで、そのときの私の感想では、数億円かかるという事業であります。それで、なかなか事業化というのは難しいのかなというところがあります。ただ、3万本製造するのに、約200万円、ここにまた一つの議論というかがあると思うのですが、今言ったように、パーセンテージからいくと宣伝のほうは6割以上で、お金になっていないというところがあります。水は僕のお店でも売っていますが、そうそう何千本もおうちで売れるものではありませんが、ただ評判は、今、町長おっしゃるとおり、どこで物販していても、おいしいお水だと、その場であけて飲んで、その場で答えてくれる人たちもおりますし、やはりおいしいということもあります。ただ、これは、必ずこのやり方でやっていくと壁が来るのかなと思います。

ただ、今の町長の理解の中には、宣伝という部分があってもいいのではないかとか、その割合で、腹の決め方だと思うのですよね。これを全部販売して、200万円かかっているから、では10年で2,000万円かけて、どれぐらいのことになるのだという話になるのかということなのですけども、ここは、ことしがどういうこととかということではないのですけれども、賞味期限が2年になって、来年6月できっと残りの五、六千本ですか、賞味期限が切れると思うのですよね。

それで、来年どうするのだと。お水は、そんな1カ月、2カ月の賞味期限で店頭に並べて売れるものではないと思いますし、その絡みで、大体半年か何かの間に、今の5,000本をどうするという話になると思うのですよね。これは、来年度に向けての3月の予算の関係になると思うのですけれども、ここでまず整理するのは、この3万本、これは3万本でないにつくれないことなのかということになります。そこら辺と、来年にかけて、まず3万本、200万円何がしかで製造する考えがあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の質問なのですが、製造を頼むのは、1ロットでその数字なのです。これは、もう一回交渉もしてみる必要があるなというふうに思っていますし、費用対効果でみれば、おっしゃるとおりですし、ただ、物事というのはやっぱり価値観の問題もあると思うので、そこら辺も踏まえて、いろいろ調査研究しながら、数を決めたりなんかしていこうと思います。

また、陸別、寂しいのですけれども、地場産品がやっぱり少ないということで、そのことで水も一つの産品として、今認知されているのかなというふうに思いますので、先ほど

言ったように進めていきたいと、かように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 町長のそういう、販売の、こだわらないというわけではないのですけれども、いろいろ広げていくという気持ちは僕も同じなので、物ができたということはとても素晴らしいことで、相当な努力とか、苦勞があつて、ここまできたのかなと思います。

そこで、いろいろ調べても、3万本の中で、1万本でできるのかできないのかという議論になると、結構難しいところになるのかなと思います。そこで、2年間で3万本をどう有効活用なり、販売なりしていくかという話を、角度を変えて考えてみたいなと思います。

今までも、イベントでの配付なり、景品はもちろん、町の御理解を得て使わせていただいたり、各地に行って配付したりとかということは、いろいろあると思います。これから、お水の可能性という中に、前回も同僚議員が言いましたふるさと納税だとか、2年の間にどうやって3万本の水が処理できるかという、こういう計画ですね。これが1万本で大丈夫だということで製造してくれるなら、1万本の計画でも構わないのですけれども、現時点では、多分3万本というのがなかなか1ロットという部分で難しい部分になるのかなと思います。

それと今、空き家対策で3町連携という中に、3町の特産品の中に一つつくってみるだとか、あと自動販売機ですね、どうなのかなと思ったときにいろいろ調べてみると、四角いパッケージなので、自動販売機に引っかかる可能性があつて、自動販売機には無理なのではないかなと言われたときに、考えてみるとほとんどのやつが丸なので、ペットボトルが。いろいろなちょっとした可能性があると思うのですよ。あとはコンビニですね。これは京極の水が、陸別にもありますが、あるコンビニで置かれております。

こうなってくると、先ほどもいろいろ今までのやり方がどうだということではないのですけれども、これをさばいていく中に、それとPRも兼ねていく中に、町長のトップセールスではないのですけれども、そういうものがやはり必要になってくるのではないかなと思います。いかが思いますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおり、ロット数の確認はもちろんなのですが、それがだめで3万本が最低となれば、それはいたし方ないと思っています。それで議員おっしゃるように、緻密な計画、第一はやっぱり販売することを中心に考えるというのはもちろんなのですが、あとは有効に利用できることも緻密に計画を立てていくのが大事だなというふうに思っています。それに関していえば、また角のボトルがだめで、販売機では丸だと、それでいけばおもしろい展開になるよということにでもなれば、そこら辺もちょっと調査研究していきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ちょっと補足なのですけれども、ふるさと納税に関しては詳しいことは言えませんが、実際ふるさと納税で、そのお礼で水も使っていますし、あとおっしゃるように、セイコーマートさんとか、ほかのもちろん本田さんにも置いて販売してもらっていますし、そういったことも含めて検討していきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 当然セイコーマートとか、陸別に置かれているのもわかっています。ちょっとしたコンビニという言い方をしたのは、他町村で置いてもらえるなら、京極の名水も、あの入れ物も、聞くところによると、自分のところで作っていないで、お水だけを入れて、100円何がしかで置いているという例もあるので、そういうふうになっていくとすごく、夢の話なのか、現実になるのかというところに入ってくるのですけれども、やはりそういうところは、何でも町長のせいにするわけではないのですけれども、トップセールスというか、そういうところでいろいろな出会いもあると思うのですよね。コンビニのお偉い方とか、会うときに言って、そうなってくると事業化とか、そこを捨てたことではないと思うのですよ。

今の段階では結構難しいかなと、自分では思っているのですけれども、ちょっとした発想で、この間も、僕の札幌のお友達、同級生のところで陸別の水を売りたいということだったので、結局はちょっと桁数が違うのですね。中国だとか、東京だとかというところで陸別の水を売りたいというお話が来たときに、やはりちょっと一桁違うような10万本とか、何とかというところで、値段のこともあるのですけれども、そんな話も僕のところに来たりしています。ちょっとしたことで、これだけ出ている水と、これだけのものができたところに、一つの可能性があるのかなと、思っているところでもあります。

そこで、さまざまな苦勞がありながら、ここに来て、職員もそうですけれども、町民にも理解されているところですし、職員もやりやすいような環境になっていけばいいのかなと、思っております。

次に、木炭開発事業であります。

これも、チャレンジプロジェクトの中で24年からです。僕の記憶では、商工会の役員もやっていたので、商工会のほうでも、いろいろ木炭というのは研究されてきたところかなと思います。23年には、下川町森林組合、ホーム企画センター等々を視察しながら、北見工業大学工学部バイオ環境化学科といろいろな連携をとりながらとか、木炭は来たと思います。

これも、現時点までの町長の木炭に対する成果とか、これからという話はこの後の質問になりますので、思いをまず伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今、木炭に入る前に、ミネラルウォーターのことなのですが、トップセールスでも可能性は間違いなくやっぱりあると思いますので、そこら辺も頭に入

れながら頑張っていきたいなというふうに思っています。

木炭のほうなのですが、これは既に、議員の皆様にもお話ししていることなのですが、平成25年度に北見工大などに可能性調査を依頼しました。木材需要とか、事情がそこら辺環境の変化もありまして、木炭関連製品の用途やコストに課題が多く、また炭窯の改修に、今使っているやつに多額の費用がかかると、それも判明したことで、新たな費用をかけた事業の継続は行わないというふうに判断したところであります。

ただ、木炭の効用とか何とかというの、今まで一生懸命調べて研究してきたのですが、この後に出る薬用植物の畑に、実は木炭を入れて植物を栽培しております。水はけもよくて、植物の成長もいいというふうに成果が上がっているところであります。28年度利用する木材もありますし、木炭のできている製品もありますので、そこら辺も含めて調査研究を持続していきたいと、かように思っています。

ことは、町民の皆様にも木炭、これはカラマツ、トドマツだったのですが、希望する方に無料で配付した。こういうのができているよと配付したということも申し添えておきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 下川町やいろいろなハウスメーカーに行って視察等々をしたときに、安ければ買ってくれるというような、簡単に言うとお話なのですが、これも中国の竹炭とか、本当に破格な値段で、これが本当に間伐材でただでやってもどうなのかということの入り口があったのも確かかなと思います。

ただ、木炭もどこかに、自分なりに着陸地点ではないのですけれども、だめだからやめるとか、いいとかという前に、まだちょっとした可能性もあるのかなと。せっかく製品ができて、除湿という面で、お家を建てたりするのに、陸別の住宅、公共事業もそうなのですけれども、木炭を使ってみるだとか、民間の住宅を建てる時にちょっとした補助ではないのですけれども、陸別町の木炭を使ったらこういう補助とか、補助という言い方がいいのか、あれなのですけれども、そういうちょっと、木炭だけのところの利益とか、そのものではなくて、それがまた行政の役割ではないのですけれども、ちょっとしたことを入れることによって、生き返るのかなと思うのですけれども、その辺の考えというのはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 木炭、民間でも木炭を製造されている方もおられますし、そこら辺もいろいろ協力をいただきながら、今議員おっしゃるような、ちょっと視点を変えてみる必要もあるのではないかなと。住宅に炭を使って成功している建設会社に視察や何かにも行きましたし、そこら辺もあるので、それに限らず、可能性はまだまだ探っていきたいなと、そのように思っています。

補足なのですが、陸別町でつくっている公営住宅にも一部、陸別産の炭を床下に埋めているという事実もあるそうでございますので、そこら辺の効能等も、また後でデータをと

りながら、可能性、いいものはまたそっちの方向にでも進めていく必要もあるのかなと、かように思います。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ぜひ、町長おっしゃるとおり、角度をちょっと変えて、これから建てる方とか、今までがどうだったのだということではなくて、政策を出すといろいろ不公平さが出るのかもしれないのですけれども、そんな感じでちょっと手を加えて、補助を入れるなり、建てる時に陸別産の炭ですよとかというお家で、やはり木材の、林業の町という中に、一つまたこれも有効なお金の使い方とアピールというか、こういうふうにしていますよというところの視点もあるのかなと。

もう一つ、可能性ということでいろいろ考えてみたのですけれども、ことしの10月10日から12日まで、先ほども関寛斎のお話が出ておりましたが、東金市に、ことし2回目ですが、関寛斎の生まれた町ということで行ってまいりました。2回目だったので認知度も高く、売り上げも前年よりも上がって、やはり北海道という中には、山菜というのが、別に町長をよいしょするわけではないのですけれども、山菜がすごくヒットします。先ほど言い忘れたのですけれども、どういう成果がそういう物販に行き行って起きたかというところ、先ほどに一つ戻しますと、JRのどさんこプラザでも、ぜひフキを置きたいとか、行って費用対効果ではないのですけれども、そういうつなぐのも振興公社なり、観光協会なり、何なりの一つの仕事の中に、おいしいものはおいしいで、そこで伝わっていくことがあって、東金市に行ったときも、山菜は本当に珍しいもので売れます。ここは、その入り口はただ売ればいいということではなくて、この後にどういう展開でいけるかなと。関寛斎が生まれたということを入り口につながりができて、どういう発展をしていくのかなというのを狙いとして、行っているつもりであります。

そこで、ひょっと目にしたのが、木炭屋さんという方がいて、フランクを焼いていたりとかという方と2年連続一緒になってやったのですけれども、この木炭に食べ物の可能性もあるということがわかりまして、豆を木炭の粉にして、これがどういう成分でいくかということは、そこまでお話ししなかったのですけれども、そういういろいろな可能性があるのだねということで、実際の製品もありました。食べたのですけれども、非常においしくて、そこは千葉県で、落花生の有名なところなので、豆とコラボして、みのりやというところで売っていたのですけれども、食べさせていただいたのですけれども、おいしかったです。

これから、連携事業に対して国がお金とかということであれば、本別の豆とかを使ったりとか、陸別は林業なので、木炭ができたものとまたコラボしてみたり、ただ、陸別の木の質とかいろいろなことによって、それが本当に食べ物に適しているかどうかというのは、そこまで僕自身調べていないのでわからないのですけれども、今可能性として、やっていけるのではないかなと思うのですけれども、食ということの可能性について、町長はいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 炭を絡めた食、食べるという、炭も食べる物に関していろいろ燃料というか、例えば焼き鳥を焼くような炭だとか、あと、いろいろなものにまぶして食べるものもありますよね。そういったものもありますが、先ほどの話と相通じるのですが、いろいろな使い方というのが考えられると思いますので、そこら辺も幅広く可能性として追求していきたいなというふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） ぜひ、いろいろ行き詰まる部分があるいろいろなことの中に出てくるのかなと思うのですけれども、水もそうなのですから、木炭もそうなのですから、北海道というのは材料を提供して、九州で辛子明太子になってみたりとか、いろいろな加工をするのに材料でとかという考え方が多いと思うのですけれども、今の木炭も加工ではないのですけれども、発想をちょっと転換して、食べ物とか、いろいろなことに、これがまたチャレンジプロジェクトでできる可能性を探る研究とか、開発事業なのかなと思います。

次に、薬用植物です。

これは、今回議員の視察で、名寄に行っていていろいろお話を聞いてきました。非常に時間のかかることかなと。ウラルカンゾウとか、収穫まで3年から5年というものもあったりとか、ムラサキが2年から3年とか、さまざまに時間をかけて、ではこの寒冷地でどうなのかということになっていくと思います。これは、今までどうだとかということではなくて、今の炭の、町長、先ほどおっしゃったとおり、炭とまたコラボしてみたりとか、この土地の特性ということで、寒さでどうなのだということもあると思います。北海道でも、ほかのオホーツク圏とか、いろいろなところで栽培して事業化されている例も聞いてきたのですが、いろいろな話の中に、薬用植物に関しては、一番大事なのはやる気のある方、それが農家の方なのか、農家の方でないのかということもありますし、ハード面では土地がどうなのだということあるのですけれども、時間をかけている間に、一緒になってプロジェクトを組んで、もう既にやっていかないとたどり着かないのかなと思うのですが、町のいろいろなチャレンジプロジェクトの中には、将来的に薬用植物事業関連での起業・就業を目指すというふうになっておりますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 薬用植物、私まだ研修や何かに行っていないので、報告だけ承っているのですが、ここら辺、早くからかかわっていることで、後の話にもつながるので、副町長からちょっとそこら辺、経過説明、よろしいですか。

○議長（宮川 寛君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 薬用植物の研究というのは、25年度からスタートしまして、当初の目的というのは、陸別は寒冷地であるということで、昔から先輩たちの話を聞くと、そういう寒冷地にはそういう薬草がよくあったということから、陸別町としても産

品開発の一環として薬用植物を調査研究してみようということで、25年度からスタートしています。

それで、25年度は調査をしまして、26年度から、議員御存じのとおり、加工センターの横で、少ない面積ですけれども、名寄の基盤研から苗などの提供を受けて、試験栽培を始めて、ことし2年目になります。その中で、御存じかと思えますけれども、ある程度名寄と、基盤研の中で成分なんかも全部照会していますけれども、まだ2年目なのですから、試験栽培をしている中では、名前はちょっと言えませんが、3種類ぐらいが名寄の基盤研と比較が出てきて、成長がいいということがわかってきました。したがって、これらをもとにしながら、今後も名寄の基盤研と連携を図りながら、成長の差をどう生かすかということが、またこれからの課題になってくるのかなと、そういうふうに思っております。

経過としては、以上です。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 過去のいきさつは、今、副町長から話のあったとおりなのですが、議員おっしゃるように、こういうものというのは、実際やってくれる人というか、つくってくれる人というのが大事だと思うので、今の経過を見て、もし可能性があれば、そういうやってくれそうな人で、そういう何か簡単な集まりというか、会をつくって、それに向けて進んでいけばいいのかなと、今そんなふうなことを考えています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 木原さんが、今研修に行って、いろいろやっているところだと思います。一生懸命、名寄に行ったときに平等さんとか、請川君とか、よくやっていただいて、すごいですねというお言葉も、今回行ったときにいただきました。すごく一生懸命やっている中に、先ほどからではないですけれども、必ず壁に、必ず研究までではないのですけれども、その後どうするのだという話になると思います。

今副町長の説明のように、可能性があるものが出てきたというのは、本当に真っさらな、何も無いところから研修に行って、本当にゼロか、マイナスのところから行って、陸別の特性をとかというところから入って行って、今ちょっと光が見えていくのかなと思います。すごく需要の、中国とか、いろいろな薬のメーカーとのかかわりになってくるので、これも腹を決めてやっていかなければいけない事業になるのですけれども、そのときに必ず言われるのが、ちょっと語弊があるのですけれども、いい意味で農業ばかというか、そういうふうに集中というか、そのものに関していくのだということが必要なのかなと思います。

この後、必ずというか、そういうときが来るのかなと思うので、より一層、今、地域おこし協力隊とか、やってはいると思うのですけれども、プロジェクトをどこかの時点で、民間の人たちを入れてとか、もしこれが本当に行けそうだというときが必ずくると思うのですよね。そのときにそういうふうにしてコラボしていかないと、はいできました、誰か

やる人いませんかでは、もう遅いというか、結局一つのものできても、また何かどうしましようかということになりかねないのかなと思うので、その辺のこれからのプロジェクトという部分で、それが来年度か、再来年度かではないのですけれども、町長のお考えというか、もし今あるのであれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほど、私も会をつくるというか、議員おっしゃるプロジェクトチームですか、研究会といいますか、できれば薬草の、それぞれの種類の、どうなのかなということがもちろん先なのですけれども、それが見えた場合には、できるだけ早く、来年中にでもできればいいのかなというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 林業とか酪農の町の中に、薬草研究というだけで、ちょっとわくわくするような、陸別にこんな可能性もあったのかなとか、そういう意味では、すごく何か、別な意味の象徴ではないのですけれども、ぜひ成功までいって、何でもかんでも行政がやって、どうだということではないと僕は思っているんで、民間の人たちがわくわくして、その段取りをつけて、そこに移せてというのが一番ベストなのかなと思います。

それで次に、地域ブランドということで、成果がここ数年の間に、地域おこし協力隊、職員、アドバイザー等々のおかげで、私自身の感想では、さまざまなものができてきたかなど。鹿ジャーキーを初め、鹿ジンギスカン、これも札幌に行ったとき、本当に売れましたね。1回食べたことがある人が来て買ってくれるというのはありがたいことですし、これが一番かなど。

町長の考える地域ブランド開発というか、陸別のブランド、それはいろいろな考え方があると思うのですが、それと製品ができて、そこまでは大変なのですけれども、ゴールではないのですよね。できたときがまずスタートで、それをどうやって売っていくかということなののですけれども、これから、こういうふうの開発したものが人に渡ってやっていくのがベストなのか、それとも、今の加工センターを利用して、この状況でいって少し様子を見ることなのか、その奥の開発された後に、どこのプロジェクトでも事業化なり、目的としているのが起業なりというところに来ると思うのですけれども、今の、現時点での、ここまでできたことは私はすごく成果があるなとは思っているのですけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおり、いろいろな種類がたくさんできました。ただ、考えなければならないのは、議員もおっしゃるように、できた商品、それを原価計算きちっとして、そして販売ルートに乗せるということは、なかなか並大抵のことではないのですよね、商売をやっていれば。そこら辺のこともきちっと捉まえてやっていかなければならないのですが、とにかく加工センターは、物産、いろいろ、そうやって試験してつくるような場所ができました。この後にきっと出てくるであろう牛乳を使うこともできまし

たし、そこら辺の可能性は決して暗くなくて、先はすごく明るいことだなというふうに思っています。ですから、今のところ原価計算ばかりでやってしまったら何もできないので、とりあえずは、いろいろな可能性があるものを挑戦してつくっていくのが大事でないのかなと、かように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 僕も、そういうことだと思います。ただ、やはり行政がやれているから今ジャーキーの原価だとか、さまざまなジギスカンの原価だとか、いろいろなことができて、道の駅なり、何なりで発売されていると思います。水も全部そうなのですけども、今も陸別をPRするという、まず第一条件のもとになっているのですけれども、必ずその場面も来るのかな思っております。

次に、牛乳です。

酪農の町ということで、念願のりくべつ低温殺菌牛乳が26年度に試験販売されてから、今、陸別産の牛乳を活用した特産品等々をどうしましょうかというか、可能性を追求するという題材のもとに行っているのではないかなと思います。先ほどの物産展とかに行くと、陸別町から来ましたと言うと、本州に行くと説明するまでに結構時間がかかる人と、かからない人がいるのですけれども、寒いところですねというのがまず第一なのですけれども、あとはどうなのと言われたときに、酪農と林業ですと言ったときに、今の牛乳の製造の仕方だと、ほかに持って行って、これは陸別の牛乳ですというふうに行くのには賞味期限の問題とか、タイミングとか、いろいろなことがあって、なかなか難しいのかなというところがあります。

ただ、どうしても酪農の町というところで、低温殺菌牛乳を使うのか、陸別産の牛乳を使うのかと、いろいろあるのですけれども、牛乳ができただけでも普通では相当な、個人でやるにしても数千万円、このときにも数千万円かかっておりますけれども、できるだけすごいことなのですけれども、ここでは、牛乳ができただけでは、PRしたりという部分では賞味期限の問題があって、製造して、給食とコラボしたりとか、あと宅配で日にちを決めてやっているという部分はいいのですけれども、一歩ここは加工品、この研究というか、加工センターが一番いい場所で、いろいろ今までも販売許可から何からいろいろな苦勞をしてとってきたと思います。乳製品というのは結構難しいことで、販売するのも保健所の許可とか難しいことなのかなと思うのですが、ぜひ、これに一歩踏み出してチャレンジしてみてもどうかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別産の牛乳を使ったものということで、今、低温殺菌牛乳、これも町でやっているということで、すごく珍しがられて、また飲んでいただくとおいしいと評判なのですが、残念ながら牛乳ですので日持ちがしないと、議員おっしゃるように、そういうようなことがあります。

過去に、今もやられているのでしょうけれども、農家の奥さんたちがチーズをつくった

りしているのですが、結構、試食させていただいても、とてもおいしいもので、これは商品になるなという感じもあったのですが、これはあくまでも自分らの趣味でつくって、販売することまで考えていないというようなことがありました。

それと、バターもいろいろ、よくわからないのですが、面倒な商品で、あるときは余ってみたり、急にバターがなくなってみたり、バターも実際試作してみました。研修的につくるのは可能なのですが、商品をつくるとなると、やっぱり施設と、あと機器類を更新しなければならないなど、そんなふうに思っています。ちなみに、バターは、生乳40リッター使って1.9キロぐらいのバターしかつくれないと。そこら辺で、えらい高いものになってしまうのかなと思うのですが、あとは売り方とか何とかもありますので、そこら辺も決して諦めることなく、そういったいろいろなことを挑戦していく必要があるのではないのかなと思っています。

物産館からスイーツを何とかできないかという話もありまして、プリンとか、いろいろお菓子とか、実際、今つくっている状況です。今スイーツでも、昔から私ちょっと注目して、道東のある町なのですけれども、農業地帯の町で、そこはプリンをつくっていて、きょうの新聞にも載っていましたね。年間2万個売れると。それは、雪のイメージをしたプリンで、ゼラチンを凍らせて、食べたときに雪が溶ける感覚のするプリンだということで、すごい人気が出ているそうなので、陸別町も牛乳はたくさんあるし、加工センターでもそういうものをつくる機械もあるので、可能性はまだまだ、乳製品を使ったものでもあると思いますし、スイーツだけでなく、今試験しているのは、早くからやっています牛乳豆腐、あとは鹿肉のハンバーグ、その中に牛乳をちょっと混ぜてハンバーグをつくってみたらどうかと。あと、お菓子やなんかも切りはないのですが、可能性にかけていろいろチャレンジしていくということがやっぱり大事だと、かように思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 今のスイーツで、今結構はやっているというか、足寄でも、この間、観光協会長としゃべりまして、足寄で今、イチゴですね、年中ハウスでとれるのですね、一年中。そのイチゴをどう利用しようかということで、ミルフィーユというか、ケーキの素材の上に、その日のもぎたてのイチゴを乗っけて、売日が、土日祭日のみということまでは聞かなかったのですけれども、これまたいろいろロスの部分なのか、人手の部分なのかということまでは聞かなかったのですけれども、ちょっとしたことで、朝もぎたてとか。足寄が、名前を出したらあれですけれども、ラワンブキとかなんとかというところに、イチゴという発想というのはなかなか、結構前からやっているようなことみたいなのですけれども、そういうもぎたてのそういうのを、きょう一日とか、土日なので二日とかで出すようなこともやっております。結構ヒットすると思います。このスイーツというものに関しては。

今、町長おっしゃったように、牛乳からチーズをつくったりとか、バターをつくったりというのは、結構難しい部分とか、今言ったように量からどれだけできるのだとか、結局

単価をどう上げましょうかという話になってしまうのですけれども、今おっしゃったとおり、ハンバーグに牛乳を混ぜてみたりだとか、ミルクパンをつくってみたりだとか、いろいろな材料、陸別産の牛乳使用みたいな感じのものという発想もあるのかなと思います。

そこで、先ほどと同じようなあれなのですけれども、やはり民間事業者とか、農協とか、牛乳に関しては、ある程度のプロジェクトではないのですけれども、本当の農家さんなのか、取り組み方は別に限られたものではないのですけれども、そういうお考えというのはありますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別産牛乳を活用した特産品のいわゆる開発に限られたわけではないのですが、加工センターに商工会、農協、振興公社、これらをメンバーにしました、あと農家の青年たちも、奥さんたちも入っているのですが、陸別町農畜産物加工研修センター運営協議会ですか、議員もよく存じ上げていることと思うのですが、その運営委員会のメンバーとその委員会の意見を聞くなど連携をとりながら、いろいろ開発専門委員もいますし、加工センターの職員、あとは地域おこし協力隊もいます。そこら辺と意思の疎通を図りながら、真剣に前向きにチャレンジ精神を忘れることなくやっていきたいなど、かように思っております。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） やはり、さきの議員が言ったように、チャレンジ精神、関寛斎の生きざまとか、そういうのが今問われているのではないかなと思います。

最後に、まとめではないのですけれども、さまざまな開発事業、研究事業、いつも言うのですが、熱い思いがないとできないことかなと。それと、やはり自分だけがよければいいのだとか、そういう気持ちではよろしくない。そういう気持ちをあおるのも行政の役割だったりとか、そういうふうにしていくのかなと思います。そのあたりチャレンジプロジェクトということなので、失敗を恐れず取り組むのも必要ですし、しかし、どこかにたどり着くなり、着陸地点というのは必要なことなので、ただやってお金を使って終わればいいやということではないのかなと。

最後に、厳しい言い方なのか何かなのですけれども、後ろ向きなのかもしれないのですけれども、どこかでやっぱり決断をしなければいけないというか、もしこれをやっていってただらいくようなことがあってはだめだと思いますし、やるだけやってこうだったという結果は必要ですし、プロセスが僕自身が一番大事だと思うのですけれども、期限を決めてやらなければいけないものもこの中には出てくるのかなと思いますが、町長の考えはいかがですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 陸別町、先ほども久保議員の質問にもありました。議員の話にもありましたが、陸別町を開拓した関寛斎、しばれができたという、その根源となったのもやっぱり関寛斎がいて、こういうふうにしばれフェスティバルや何かもできて、陸別町の

イメージもできてきて、それは紛れもない事実だと思っています。

議員おっしゃるように、こういったものの商品化とか何とか、やっぱり壁にぶつかるというのは間違いなくありますし、ただ、そこでただやることは決していいことだと私も思っていませんし、そこら辺は時代の流れと先見性とか、たまにはちょっと後ろを振り返ってみてみるとか、そういう感覚を養いながら、常に敏感に、あるときはいろいろな判断をしていかなければならないのかなど、かように思っています。

また、ここら辺を進めるためにも、新たに地域おこし協力隊を募集することとか、あと地域の受け皿をつくることや何かも継続して考えていくことが重要なのかなど、そんなふうに思っています。

○議長（宮川 寛君） 4番本田議員。

○4番（本田 学君） 最後に、これから、今言ったようにさまざまな壁にぶつかっていくと思いますが、何でもかんでも、先ほど言ったように行政だとかいう感覚ではなくて、本当に町民の気持ちがあわくわくするようなことでリーダーシップを張って、そして職員、町民がわかりやすい、今までのようにわかりやすいやり方で進んでいってほしいなど。

それと、自分自身も、いろいろ自分なりにこうしたらいいのではないかということが調べてわかれば、また、議会なのか、直接なのか、いろいろ発言をしていきたいなと思います。

以上で、終わります。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の意見も、これからいろいろな御意見を挙げていただきたいと思ひますし、一番大事なのは、本田議員が今おっしゃったとおり、町民の皆様の意見をたくさん聞くことが大事なのかなど、そんなふうにも思っていますので、そこら辺を十分考えながら可能性にかけていきたいと思ひますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮川 寛君） 昼食のため休憩いたしますが、午後から小学生の議会傍聴の希望がありますので、議会運営の都合により、午後からの会議は1時15分からとしたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時20分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） よろしくお願ひします。最初に、選挙年齢18歳引き下げに伴う陸別町の取り組みについてお伺ひいたします。

ことしの6月に、公職選挙法の一部が改正され、来年6月から施行されることとなりま

した。この改正により、年齢が満18歳以上の人が出選に参加できることになりました。来年7月予定の参議院選挙から新たに加わる有権者は240万人、全有権者の2%となるそうです。高校生も18歳になっていれば選挙権が与えられることから、学校での教育も大変重要になってくると思います。

小学校、中学校では、社会科や公民の授業で民主主義や政治参加について学習していますし、児童会、生徒会の選挙でも、きちんと責任者を置いて体験的な活動もされています。しかし、北海道の選挙管理委員会などは、高校への選挙出前授業などへ啓発活動は行っていますが、小学生、中学生向きには、今のところ動きはないようです。中学を卒業して就職をする子もいるかもしれません。きょう、見学に来てくれている6年生も、あと6年後には有権者となります。

陸別の子は陸別で育てるという教育理念のもと、早い時期からの一歩踏み込んだ働きかけが必要ではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問に対しまして、私のほうから答弁したいと思います。

議員お話のとおり、公職選挙法が改正になりまして、来年6月19日に施行ということになります。現在、総務省、それから文科省が、高校向けの副教材といたしまして「私たちが拓く日本の未来」という副教材を作成しております。これは、本年9月29日にインターネット上で内容が公表されております。今順次、全国の高校にその教材が配付されております。12月中には配付が終わるというふうに情報としてはもっています。

議員が指摘されたとおり、今、小中向けのそういうものはありません。義務教育課程においては、指導要領に基づいて、今質問のあったとおり、小学校では社会は3年から始まりまして、地域の関係、それから歴史の関係というふうに進んでまいります。

それで、早目の教育というふうなことでありますが、文科省が副教材として提供している文章の中に、選挙管理委員会と連携した模擬選挙や模擬議会などの実践的な学習活動の御紹介というふうなことがあります。これを受けて、中学校でも早目の活用をということでも検討している自治体もあるようです。総務省と文科省、それぞれの動きを見きわめながら、あと選挙管理委員会と情報交換をしながら、選挙制度に関する出前授業とか、模擬投票などについて、総務省の考え方、それから文科省の動きなど、指導もあると思いますので、それを見きわめながら、情報交換をまずやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 他町での取り組みを調べてみると、歴史の人物や各国の大統領などを候補者に見立てて、公約などを調べて、模擬投票をしたり、小学生には同じく対象をキャラクターにしたり、ユニークな活動で、選挙を身近に感じてもらえるように指導し

ている学校もあるようです。

陸別中学校では、ことしから土曜授業を取り入れ、町内のいろいろな業種の人を招いて講演や体験学習など、子供たちの心に響く学習を行っています。その一環で、ぜひ選挙のことも取り扱っていただきたいと思います。できることなら、この場で子供議会を開いて、中学生と行政がまちづくりや地場産品の商品開発など、意見交換する場を開催するなど、政治に興味を持つきっかけができれば、陸別が目指すキャリア教育にもつながりますし、今まで議会に足を運んだことのない方も傍聴に来るきっかけができれば、陸別の行政にも関心を持っていただけたと思います。

それと最後に一つ、18歳から選挙権が与えられるということは、選挙活動もできるということです。悪い意味でいうと、利用されたり、知らないうちに選挙違反をしてしまい処罰されるおそれもあります。子供たちの将来にかかわる大変なことなので、子供たちはもちろん、町民全体で取り組んでいかなければいけないと思います。

それには、町の人と子供たちが関わる場が必要だと思います。自治会の行事なども、子供が小さいときはお父さんやお母さんについてくるので顔はわかりますが、中学生、高校生になったら全くわからないということをよく聞きます。自治会活動などで積極的に学生の参加の声かけをしたり、陸別には48回も続く町民運動会もありますので、子供の少ない自治会もあるとは思いますが、10代の子供たちも参加しやすい種目を検討してみてもどうかと思います。このようなご近所のコミュニティーが、安心・安全なまちづくりにもつながると思いますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） 1点目の件につきましては、先ほど答弁しましたとおり、選挙管理委員会という行政機関もありますので、そちらのほうと情報交換しながら検討していきたいというふうに思っております。

それから、2点目の地方自治に関する事かなと思いますけれども、実はことしから始めている土曜授業の中で、10回目の最終日でありますけれども、町長を講師に招いての授業を1コマ設けております。そのほかに、創生会議のプランの中にもありますけれども、小中、高校生との対話集会というふうなことで、今年度中に町長との対話集会というふうなことも、今予定をしているところであります。

あと、3点目でありますけれども、私も三世代交流というふうなことで、陸別の子は陸別で育てるというふうな教育理念のもとで充実を図っていきたいなというふうに考えております。具体的に、ただいま質問のありました町民スポーツレクですか、町民スポーツレクなどでの小中学生の参加種目を検討してはというふうなことであります。ことし第48回を盛会に終えることができました。2年後には第50回という半世紀に至る回数になります。それに向けてというか、そしてさらに、その後の運営も含めまして、ただいまの質問によることについては御意見として受けさせていただきたいなと思います。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

次に、リコーダークラブの全道大会出場の行政報告を受けまして、質問させていただきます。

陸別リコーダーアンサンブルクラブが結成されて10年になります。今まで小学生、中学生と希望者を受け入れて、熱心な指導のもと8回の全道大会出場と、1度の全国大会出場の権利を得ましたが、この年は震災の影響で大会が中止となり、出場はできませんでした。全道大会では、金賞、銀賞、特別賞など、どれも優秀な成績をおさめて、ほかの市町村からも一目置かれている存在であります。町内外でも出向いてコンサートを行ったり、活発な活動が町民にも広く知れ渡っていると思います。クラブの形態は、スポーツ少年団と同じく育成会を持ち、総会を行い、会費で運営しています。文化協会には加入していませんが、スポーツ少年団のように活動資金や人数割りの助成はなく、自分たちの会費だけで賄っている状況です。今、陸別町にはこのように活動している文化系の団体は、リコーダークラブしかありませんが、文化系の少年団として、ほかのスポーツ少年団と同じような待遇にする考えはありませんでしょうか。

それと、現在使っている楽器については、個人のもものと学校のもの、あと、合奏で一番大事な大きいリコーダーに関しては、指導者同士のつながりで、ほかの学校から借りてきています。これも、もし借りられなければ、演奏が成り立たないということになりますから、活動していく上でのサポートも必要ではないかと思えます。そして、これからも続けていけるように、指導員の確保などの協力についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） まず1点目の、スポーツ少年団との関係の質問であります。このことについては、文化少年団という表現が適切なのかわかりませんが、今文化協会に属して活動していただいております。同じ子供たちの課外活動の環境の充実を支えていくという観点、それから、スポーツ活動全般の活動状況の充実を図るという観点をあわせまして、今後検討してまいりたいというふうに、まず1点目については思っております。

それから2点目の楽器のことなのでありますが、まず楽器に対する支援につきましては、個人所有の備品購入というふうなものに対しての援助をする制度は、現在のところありません。ただ、大きいものというふうなことでの質問であります。備品ばかりではなくて、詳しく把握をしていくために、活動内容も含めまして詳しく今後把握をしていきたいなというふうに思っております。

それから、あと指導者というふうなことでありますけれども、私も教育委員会のほうを担当いたしまして、体育関係、それから文化関係、それぞれ指導者もさることながら、会員の高齢化というか、なかなか会員の拡大というか、減少になっていくということで、継続が難しいということで悩んでいる団体も少なくはありません。このことについては、リコーダーアンサンブルクラブに限った問題ではなくて、少年団の多くの団体が抱える不安

でもあるかなというふうに認識しております。

それと、人材の問題ですけれども、市町村の大小にかかわらず、活動が継続していくには、必ずぶつかる問題であるのかなというふうに考えております。今ある環境の中で最大限の支援というか、努力を考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今、子供の課外活動の支援のお話と少年団の話が出たのですが、今子供の数が少なくなってきた、団体スポーツの活動が難しい状況になってきています。先日の中学校の報告では、野球部の募集を中止すると聞きました。部活動に入っていない生徒が25%と、入りたいけれど自分に合うものがないというのも現実だと思います。もちろん、中学校の部活は体力だけではなく、精神面でもたくさんの成長が見られるとっても大事なことだと思います。それでも、これ以上学校としては、ほかの部活動をふやすことは難しいと思いますので、少年団の募集を中学生まで広げるような、一部ではそのようにしている少年団もありますが、中学生だから仮団員のような形ではなく、しっかりと後輩を指導できる先輩となれば少年団の力もつきますし、中1ギャップなど、子供たちの問題の解決策の一つにでもなるのではないかと思います、お考えをお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問でありますけれども、本年1月27日に文科省のほうから小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きというものが示されております。その中で、小規模校におけるメリットの最大化、それから、デメリットの緩和というふうなことも示されております。先ほども言ったとおり、陸別の子は陸別で育てる、陸別ならではの小中の連携のあり方というふうなことを進めていこうというふうに考えております。

実際に、中学校の部活の内容等も今質問の中で示されておりましたが、課外活動の部分と、それから、学校教育課程における活動という区分というものが一つあるかなというふうに思いますし、今実際に、現実には、小学校の少年団などの指導に当たられている方々、それから、それを支えているというか、保護者の方々がいらっしゃいます。そういう方々の意向も踏まえながら、学校という教育課程の組織というふうなことの双方のあり方も含めて、現状を踏まえながら検討していかなければならないことなのかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、陸別町における学校教育のメリットの最大化とデメリットの緩和というふうな考え方のもとで、陸別ならではの連携のあり方を検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 子供たちの健全で健やかな成長を願うのは、私たちも皆同じ気

持ちだと思しますので、これからも最大限の努力をよろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 野下教育長。

○教育長（野下純一君） ただいまの質問の趣旨にのっとり、学校教育、小中連携、そして、子供たちの未来に対して責任のある教育を担っていきたくないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 次に、6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回、一般質問ということで、新町1号通りの道路についてお伺いしていきたくと思います。

しばれの町陸別も本格的な冬が到来いたしまして、先月ですか、11月末には十勝管内含めて大雪に見舞われました。そして、陸別も最大記録ということで、新聞によりますと、積雪量も36センチと、記録にない大雪に見舞われました。また、そういうことで、これから除雪に従事する皆さんには、大変御苦勞をかけますのでよろしくお願いいたしますという言葉をおかけしたいと思っております。また、この時期になりましたら、凍結路面によりまして、歩くにも、運転するにも、大変神経を使うこととなります。どうか、小学生の皆さんも来ていますが通学路、また一般に走ります道路管理についても、早目の対応をよろしくお願いいたしますと思っております。

今回は、地域住民の声もありまして、私も日ごろから感じている、生活道としている道路について何点か、町長にお伺いしていきたくと思っております。

町長も御存じのとおり、陸別は決して平坦な町ではございません。上り坂、また下り坂の多い町でございまして、私もこの件を出す前に、町中を運転しました。そして、11町内会にある坂道を全て見てまいりました。

そこで、いきなりですが町長に質問いたします。町長が日常生活において陸別の道路を見まして、坂道ですけれども、これはちょっと危ないなと思うようなところというのは、いきなりですけれども、町長どのくらいあると思っておりますか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 突然で、ちょっとびっくりしているのですが、何を危険というのか、それぞれまた感じ方が違うと思うのですが、今の議員のお話を伺っていれば、危険性を、やっぱり夏場よりも冬場を対象にして考えれば、これは決して公式な数字ではなくて、あくまでも私個人の感覚なのですが、私も栄町に住まさせていただいて、坂やなんかも大変多いところで、そんなことで、これは本当に無責任な数字かもしれないですけれども、15から20カ所ぐらいなのかなと、とっさに言われて、今そんな感じがしています。どこの町でもそれ以上はあるのでしようけれども、とりあえず、そういうふうに感じます。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 町長の答弁を聞いて、私ちょっと安心した面もあります。これは、それぞれに皆さんの見方で判断が違ってくるのは間違いないと思います。多く言っていたので、大変よかったですと思います。私が歩いて感じたのは、町内に十五、六カ所ということで、見受けられました。この件については、それぞれに見方が変わりました、地図には必ず出てきません。これは皆さんの感覚であれすると思いますが、私はそのような形で見受けてまいりました。

その中でも、改良の検討が必要と思われる道路、今回挙げたのですが、新町1号通りというのですか、新町1号通りの道路、これは起点が陸別橋から行きて、ちょっと100メートルぐらい行った左側の緩いスロープを行くのが、たしか起点側だと思います。それと、終点側というのが、そこから二、三十メートル行ったところの国道から左折して行きます。位置的には、固有名詞を出して申しわけございませんが、野下教育長宅をずっと下っていったら、真っ直ぐ突き当たりには利別川が流れております。今、利別川は、おかげさまで北海道発注の河川の築堤工事がやられております。現在、新町1区は、70世帯、約百四、五十人ぐらいの方が生活してございまして、約65%の方が新町1号通の終点側ですか、ここを、町に行くのに、買い物や病院へ通うのに、毎日利用されている大変重要な生活道路でございます。

この新町1号通り、たしか施工されたのが昭和50年前半ぐらいでないかなと思います。これはちょっと確かではないのですが申しわけございません。それから考えましたら、約40年以上もたっております。そういう中で、現在、構造的には、道路の幅員約6メートルですか、そして車道幅、車が入れ違う幅ですが、これは5メートル。それで、問題は下り坂になりますので、これは勾配ですが、通常、最近の指針では、道路の坂というのは大体4%ぐらいでつくられているのが設計でありまして、ちょっと計算しましたら十四、五%と大変きつい勾配の上り坂でございます。

私はここを、町長よく聞いていただきたいと思います。問題はここなのです。この状況から、大変困ることが数点あります。

まず一つ目ですが、国道への出入りの際、入り口が狭いために、むろん町道ですから仕方ないのですが、トラック同士は交差はできません。それで、乗用車同士でも、ようやく5メートルの中で回らなければいけないから、ぎりぎりというか、運転する方にしてみましたら、接触するのではないかというような不安もございまして、それと、この道路については、町で実施されている除雪作業も大変私は苦労されていると思います。

それと二つ目については、国道とあって交通量が非常に多い道路でございます。上り坂で、一時停止をして、確認していくということになりますので、左右確認ですか、安全管理というのですか、そちらのほうがすごく見落とししてしまうという欠点もございまして。

次に、ここが一番重要でございます。重要重要と言って大変申しわけございませんが、これは特に冬道、今時分、凍結路面や降雪時、または除雪後ですが、一時停止をして、国道から町のほうに出ていかなければならないのですが、必ずそこでは一時停止して、車の

安全確認をしながら前進スタートするということになるのですが、上り坂になっているために、前進するときにはタイヤがスリップしてスムーズに前進していかないと。これはほとんどの方が、この辺、苦勞されているのが現状でございます。また、当然冬場においては、国道の除雪、歩道の除雪、そして町道の除雪、いろいろ入ってきます。そうすると、ちょうど確認をしなければならない場所が、雪山ができて見通しが悪く、そして、とりあえず冬は国道の外測線ぐらいまで行かなかつたら、ちょっと確認ができないということがございます。

私もこの間、この場所で数件の接触事故とか、追突事故ですか、目にしております。私は、この状況からして、せめて国道の出入り口の付近だけでも拡幅していただければ、安心して確認もでき、安心してスムーズに前進できるという、不安がすごく取り除かれると思います。そして、この道路を利用されている方というのが、ほとんどが、私も含めて60歳以上の方が多いのでございます。ぜひ、この件については検討していただきたいと思いますが、町長の御意見をお伺いいたします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃる町道新町1号通り、これは、後でまた出てくるのか、川向栄町線とも意味合いは同じなのですが、1号通りについて、私もよく存じております。起点部は、議員おっしゃるように、こちらから行ったら橋を越えてすぐ国道から新町1区におりていくところ。そして、真っ直ぐ行って、あとUターンして、国道にほぼ直角に上がるその通りで、幅員も確かに6メートル、間違いのないと思うのです。

最初に入るところが起点部なのですが、起点部は若干右側にすりつけられておられて、直角ではないようにつくっています。問題は、Uターンして戻ってくる終点側でございます。これは、前回、自治会長会議もありまして、そのときに質問がありました。国道あたりの除雪の問題、町の除雪の絡みもありますが、まずは段差を設けないようにと。12月10日付で開発局のほうに、建設部長に間違いなく要望したところでございます。

それと、その場所の勾配の話もさっきなされていましたが、私も調べました。起点部のところで6.8%、終点部が9.8%です。ですから、議員おっしゃるよりは若干まだ緩やかですけれども、実際に走ってみたら、結構な勾配だというのはよくわかります。それで、その終点部の勾配の緩和策、いろいろ過去にも、町でもいろいろそこら辺も研究がなされているのですが、すりつけやなんかを考えると、あそこは結構住宅が道路沿いにあるのですよね。だから、その部分だけの道路をいじることで、それはやっぱり解決されないで、かなり下のほうから道路をいじらなければならないと。そうしたら、地権者等了解をとることも必要ですし、また国道のいろいろな協議もしなければならない。あと、いわゆる公安委員会のほうの打ち合わせもしなければならないと。考えるほどやっぱり簡単なことではないというような気がします。

それで、これが絶対だめだよということではなくて、とりあえずは、こんなようなことが一番、難問題がありますので、部分的な拡幅改良工事は今後検討するというところで、よ

り一層道路管理、町側でもできることはやっていくことが必要なのかなど。

ただ、冬の場合は、私も栄町に住んでいてよくわかるのですが、開発で除雪をきれいにし、そして町のやつが時間ずれて入って、それでせつかくきれいになったのにとこのことがあります。同時にきれいになっているときは、そこを通ったときは、きょうはきれいな除雪しているなどということもあるでしょうが、ちょっと時間の差で、また雪も降っていたら、条件は刻々と変わってくるということもありますが、できるだけ町でできるような融雪剤、今でも砂をまいていますが、砂の中にそのときの温度とか、いろいろな状況を考えて、塩カルウの量を調整したりして、できるだけ気を使ってやっているのも事実でございまして、そこら辺を考えていきたいなど。

そして、栄町の場合もそうなのですが、基本的に、国や道や町ばかりに委ねていても解決することもないですし、栄町あたりは山坂も多いところなので、住民がその危ないところに砂を、独自に皆さん気がついたら安全対策にまいています。そういうことも実際行われていることも事実でございまして、そこら辺も町民の皆さんには御理解をいただけたらなど、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ぜひ、道路の改良については、前向きに考えていただきたいと、このように思います。町長の意見も聞けましたので、ちょっと安心しておりますが、できるだけこういう不安の材料になってくるような道路については、早急をお願いしたいと、このように思います。先ほど改良工事となれば、町長の話の中にもありましたが、当然用地の問題、地権者の問題、それと当然予算もいろいろと絡むでしょう。それは重々承知していますが、忘れなく、これについては頭に入れておいていただきたいと、このように思います。

この間、よその町とか、いろいろなところに行ったら、ロードヒーティングとか、いろいろな形で滑りどめ防止については実施されていますが、ロードヒーティングとまでは言いませんが、最近、町のほうで墓参道路ですか、お寺の周辺ですが、私あそこへ行ってまいりましたら、ちょうど舗装の表面がざらざらしてしまっていて、本当に滑りどめ防止対策については、最高に有効な工法かなと思っております。ちょっと間違ったら済みませんが、たしかパッチ舗装と聞いたのですが、できれば、冬場除雪していただければ、多少雪が取り除かれれば、そのざらざらの面が出て、滑りどめ防止になるということを知っておりますので、町内会にはたくさん坂道がございまして、特に交通量の多い国道と交わる道路については、新町1区の終点側ですか、そこについても、先ほど町長もお話しされたとおり、消防の裏を走る川向荣町線ですか、あそこは幅員が約9メートルぐらいありまして、2メートルの歩道がついて、車道幅員が6メートル50ぐらいある道路ですからちょっとあれだけでも、あそこも大体新町1区の終点側と同じような環境、状況だと思います。あそこについては、ちょうど元町、緑町の方が利用されていて、ちょうど勾配ついていま

すから、滑るときだったら多分中央線のほうに流されていくのではないかなと、そういうような可能性を私は感じました。

そこで、少なくともこの2カ所ぐらいについては、予算はかかると思いますが、滑りどめの対策、パッチ舗装ですか、そのようなことを要望したいと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今のお話しなのですが、舗装の部分的な、いわゆるパッチ舗装とおっしゃったやつだと思うのですが、厳密に言うと、これは舗装の上に樹脂系のものを乗せて、ごつごつさせて滑りどめをするわけなのですが、耐用年数が、どうしても雪が降ったら除雪するので、その摩擦で、2年から3年で平らになってしまうということもあります。議員おっしゃるように、ちょうど墓参道路も過去にやっていたし、消防署の横の今のお話のところもそうですし、あと、わかりやすく言えば、熊田さんのあたりでも過去にやっていたことがございます。ただ、そういうふうには1平米大体1万円ぐらいの予算でできるのですが、耐摩耗性は余りないというか、すぐ平らになってしまうと、そういうような欠点があります。

ですけれども、やっぱり人間の命というのは一番大事で、そういう危険をわかっていることであれば、いろいろそこら辺も含めて検討していくことも大事なのかなと思います。まずは、基本的に先ほど私の話した、とりあえずは砂をまいたり、いろいろ除雪やなんかをよくしたり、あとは町内会の皆様の協力もいただきまして、安全にして、昔ほどFRの車も今は少なくなりましたので、そんなことを中心にしてやっていきたい。ただ、樹脂系のそういうことを絶対しないよという意味合いでは、決してございません。

○議長（宮川 寛君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今回は新町1号通りですか、入り口に対する拡幅改良、そしてまた新町1号線、新町1号通りと同じく川向荣町線ですか、これの滑りどめ防止対策として改善をお願いしたいというお話をいたしました。陸別町内においては、栄町や東1条など、まだまだ本当に危ない箇所がたくさんございます。

特に、陸別においては高齢者が多いことから、車、そして車の免許は欠かせません。私は、地域住民の生活を守るためにも、安心して走られる交通環境づくりも必要でないかとも思われます。これからも、私も交通環境づくりをどしどしと提案していきたいと思しますので、よろしく願い申し上げます。

これで一般質問を終わります。

○議長（宮川 寛君） 2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分
再開 午後 2時15分

○議長（宮川 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番谷議員。

○7 番（谷 郁司君） 私、12月定例会において一般質問の権限を与えられている中で、今回は大きく分けて三つの件を通告しておりますので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

第1番目のマイナンバーに関してなのですが、これは国の法律によって、地方自治体がそれに準じた条例などを整備しながら、そして滞りなく執行していくという形です。平成25年、2年前に国会で通りました、今年10月5日をもって住所を有する人たちに一人一人、赤ちゃんからお年寄りというか、全国民に番号、1億2,000万人の人たちに一人ずつの番号を振るといふ、そして通知を出すということをしている法律でございますけれども、私は、10月5日以降、各家庭に郵便を通じて簡易書留で届けられている中で、私にだけ言うのかどうか分かりませんが、非常に気持ちが悪い、この番号、あるいは不安だ、心配だという声を数多く聞きます。

それはなぜなのかということで、私いろいろそれなりの資料を調べた結果、本当にこの番号が国民にとって便利、利便性があるのかなということについて、甚だ疑問に思いました。簡単に私の評価では、非常に国民の一人一人の人権というか、一人一人の情報というか、一人一人の持っているそういう特性なんかは、非常に曖昧になる、いわゆる曖昧ナンバーではないかというふうに私感じましたので、ここにいる町民の皆さん、あるいはそれに携わる公務員の皆さん方が、陸別の町民だけでもいいから、一人たりとも、このマイナンバーによる今はやりの特殊詐欺、あるいは行政詐欺、行政のミスなどが起きないように、そして、町民一人一人の不安を増長しないような方法とっていただくべくということで質問をしたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

さきの、一昨日の条例のときにも審議された中で、配付状況についてお聞きしたのですが、本人に渡らないで、いわゆる未配達で陸別町に戻ってきたのが96件だと。そのうち、いろいろ手だてをすることによって、何とか解決しているけれども、まだ10件ほどが本人に渡っていないという結果を聞いたのですけれども、この10人に対してというか、そういうものをどのように今後渡し切るのか。

それと、介護施設等に入所している人たちがどのような方法で、簡単に言えば、認知症というか、本人が自覚できない人たちには、どのように手渡しされているのか、それとも渡されていないものが施設で保管されているのかどうかについて、わかる範囲でお答え願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、このマイナンバー制度に対して最初に申し上げておかなければなりません。このマイナンバー制度による個人番号というものは、これは国の法律に基づきまして、国民全員に12桁ですか、数字を付番されたものであります。我々地方自治体は、これら関係する事務を執行する義務があるということを最初にまず申し上げておきます。

配布状況は、今、議員お話ありました、一昨日議案第83号の質疑でお答えしたとおりであります。残っているやつですが、これは町民課といたしましても、窓口にて通知カードを交付する旨案内文を送付したり、あと、とりに来ない方は、会社や職場、自宅に電話を差し上げていると。おおむね予想ですけれども、その分に関してはお渡しできるのではないのかなど、そんなふうには思っています。

それと、介護施設のほうなのですが、まだ国も実際に決まっていないうか、はっきりしていないことがありまして、介護やなんか、新聞にこの前載っていたのですが、そこから辺詳しく、もしお知りになりたいのなら、担当のほうから説明させますけれども、よろしいですか。議長よろしいですか。

○議長（宮川 寛君） どうぞ。

芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 介護施設の関係であります。先日の15日だったでしょうか、道新の朝刊に掲載されたのですが、厚生労働省からの通知が15日に発せられまして、介護担当のほうに文書が来たのが15日付でメールできておりまして、それまでは実は介護施設の取り扱いというのは、具体的な国の示唆がなかったということで、非常に困惑しているという記事が載っていたと思うのですが、それをもとに介護施設では適正に管理していると判断しております。

以上です。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほども私申し上げましたように、そういう点が非常に国のやり方というのは曖昧なのですよね。結局、一人一人に全部渡し切る、そして個人の今後、私にとっては決してメリットがあるとは思っていません、この番号は。むしろリスクのほうが多いのではないかと考えているのですけれども、それでも個人に割り振られた中で、介護施設に入っている人たちはいろいろ介護の報酬とか、いろいろ手続上とか、そういった番号を今後どうしても記入しなければならない。一昨日も条例の中で言いましたけれども、拒否できるのかと言ったら、できないで義務化という中で、それをできるだけ協力してもらおうという話の中でもあるように、番号というのは個々にならなかつたら、いろいろな面で申請書類とか、そういうものが使われないのですよね。だから、あくまでも個人の番号がきちっとされていくか、それとも今のうち曖昧なので、そういう番号が振られなくても、そういう介護の問題とか、あるいは行政上の手続などがそういうものがなくても、今までできえも、個人の番号がなくても自動車の運転免許証とか、あるいは国民健康保険証を持っていけば、本人の確認の中で行政手続がされてきたと思うので、その辺との兼ね合いがどこまでどうなのかというのを説明願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それも実務面なので、担当課長に説明をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 一昨日のお話と関連ありますので、まず一昨日の関係の中で、私の答弁の中で、記載のない場合の個人番号の取得の関係で、谷議員からの御質問に対する答弁で、理由書をつけて地方公共団体情報システム機構へ個人番号を照会すると話をしたと思うのですが、情報提供ネットワークを使ってということですが、正しくは、理由書というのはつけるということではなくて、町が提供を求めます、申請書の記載のときにですね。求めたことの実経過を記録して、実際は住基ネットワークで番号を調べることができまして、ただ今お話で出ました高齢者の方ですとか、実際番号を忘れたとか、申請の際に、そういうった場合には、その事実関係を記載しまして、住基ネットで検索して調べた上で、職員が代筆するという、そういった制度がここ近日中に介護保険関係が厚生労働省から指示があった。それから、後期高齢とか、国保についても以前から、そういう指示が出ております。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ですから、本人に番号を振っていて、本人にきちっと通知されないまままで、実際に時とともに時代が進んでいくというのは、非常におかしい法律なのですよ。国の初期投資で、マイナンバーについては3,000億円もかけて、そういうことの価値があったのかどうかと。先ほど私言いましたように、今まで行政手続をする上で何ら個人に番号がなくても、きちっと年金の番号とか、あるいは国民健康保険の番号とか、自動車免許の番号とか、そういうのがある中で、個々の一つ一つ独立したものでも、本人の確認を受けながらそういうものをやれたはずなのに、こういうことをやるというのは、非常におかしな話だと思うのですよね。

そういった点で、先ほども僕も申し上げましたように、国の法律ですので、地方自治体の、町長の答弁にもありますように、それに従っていくということについては十分理解しておりますので、でも行政としてのミスというのを起こさないようにということで、質問を続けていくわけなのですけれども、一応この法律をして施行していく前に、番号法、マイナンバー法で、第27条には、地方自治体の長を含む行政機関の長などに特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならないと。そして、この評価をした場合には、行政庁は個人情報保護評価委員会の承認を受けるものと規定しているわけなのですけれども、当町としては、このスタンスとしてはどのようにやって、どういうふうに評価を受けたのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の御質問の特定個人情報保護の評価の関係ですね。

これは、ちょっとややこしくなるのですけれども、詳しく説明しますと、特定個人情報の保護評価とは何であるのかということで、特定個人情報ファイルを保有しようとする、または保有する国の行政機関や地方公共団体等が個人のプライバシー等の権利、利益に値する影響を予測した上で特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析

し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものであると。この目的は、事前対応による個人のプライバシー等の権利、利益の侵害の未然防止及び国民、住民の信頼の確保を目的として実施すると。

それで、保護委員会とは何かなど、これも調べてみました。番号法の規定に基づきまして、個人番号、その他の特定個人情報適正に取り扱いされているか監視監督、また法令違反に対する勧告、命令等をする国の機関ですと。プライバシーに目を光らせる国の機関であるということなのですが、当町の場合は、平成27年3月4日に特定個人情報保護委員会に提出済みでございます。評価対象人員、これは1,000人以上の評価システムということになっていますので、当町の場合調べてみましたら、この対象システムは住民税のシステム、固定資産税システム、軽自動車税システム、住民記録システムの4システムが該当します。

それと、マイナンバー制度及び特定個人情報保護評価は、町のホームページにも掲載済みですので、もし時間があつたときはごらんいただきたいなというふうに思います。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） そういう国のシステムの中で当町も、今の町長の答弁にあつたように、いかに個人情報について、いわゆる漏れないというのですか、情報そのものが、個人情報保護法からいっても、そういうものを守るシステムをつくるということについて、十分精査しながら評価を得て委員会に答申しているというふうに、私理解をしたわけなのですけれども、このことについては、いわゆる番号そのものは人間の頭に入るわけではないのですよね。自分の番号でさえもよう覚えていないのに、人のまで覚えられない。覚えられるのは、これは機械的システム、いわゆる今どきのコンピューターというか、ワープロとかそういう単純なものではなくて、スーパーコンピューターあたりだと思うのですけれども、その辺について、いわゆる基幹系、基幹系というのは多分、氏名、住所、生年月日だと思うのですよね。それが今言ったように、社会保障、あるいは税とか、一般的なそういう高齢者の福祉に使うとかというのですけれども、このナンバー形態は、今後私の知っている限りでは、これから貯金通帳とか、不動産、本人の医療形態とか、そういったものまで全部ナンバーで統一しようとしているということなのですよ。全部で九十何ぼだかにそういうものの中で番号を振り分けしていくという話も聞いていますけれども、そういった情報系ネットワーク、この辺についての分離はということで、一昨日も条例のときに言いましたけれども、これがきちっとしていないと、ひとたびコンピューターに対するハッカーというか、そういう侵入をされたときに、全部番号によって個人の情報がだだ漏れしてしまうのですよね。だだ漏れしてしまつて、それがインターネットで流されると、とめることはできません。拡散された中で、個人一人一人のそういう情報が拡散されて、そして、それを利用するあくどい人間たちに町民の方々が不利益をこうむると。だから、貯金通帳のナンバーは、二、三年後に貯金通帳の番号も個人番号の中で運用していくというふうになれば、その人の財産等も全部わかるということですね。

だから、そういったことをすることのないように、基幹系と、それから情報系と、それから情報系の中にもいろいろあると思うのです。そういうものは連結しない中で、独立した中で、一つ知られても、後につながらないように、そういうものの対策というのをきちっとしていないとだめだと思うのですけれども、その辺の考え方については、先ほど言った評価に従ったものをそろえているのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今の実際、進行形のことなのですが、議員が心配されていた基幹系ネットワークと情報系のネットワーク、この分離は、一昨日の議案第82号、83号でもお話ししましたが、当町としましては、10月5日に間違いなく分離いたしております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長が言ったように、分離していると、確実に分離しているということについて大変安心しましたけれども、これが情報系とつながるときのアクセスの仕方も、しっかりした方法をとらないと、今まで国民年金関係でも、全国的に123万件も漏れたというのは、そういう分離はしていても、それを操作する職員の手違いによって、それを見逃さないあくどい人たちによって漏れてしまうと。先ほど大阪でも八十何万人の情報が流れたとかという、そういうことがありますので、きっちりその辺については分離と、それから情報系にアクセスする場合には、それなりのパスワードなり、ロックなり、キーをきちっとした形をとってほしいと思います。

それから、④で書いてあります企業側の雇用者ナンバーの取り扱いということで、これは企業側にも当然企業ナンバーがつきます。ついた中で、個人の働いている人たちですね、そこで働いている従業員の人たちのナンバーを集めます。従業員の源泉徴収とか、そういうものも含めた作業に利用していくのだと思うのですけれども、そういった意味で、さきの国会質問の中であったように、マイナンバーが漏れる穴は二つあると言ったのですよね。何かと言ったら、地方自治体、さっき言った地方自治体の中と、それから企業側だと。だから、企業側で個人の番号を集めておいて、それをきちっと管理して、そして本人の情報を外部に漏らさない、そういうシステムがあるのかどうかということが穴をふさぐ理由だというふうに言ったらしいのですよね。ということからいくと、自治体について今、町長から答弁あったような方法をとっていくことで、できるだけリスク、できるだけというか、僕はゼロであってほしいと思うのですけれども、企業側では、従業員の番号を集めてどのように管理していったら、そして、もしその本人がやめたときに、その番号がどういうふうにクリアされるのか、消滅されるのか、その辺についてはどのように御指導されているのか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私も、この職につく前、8カ月ぐらい前には商工会の一員で事業をしておりましたが、なかなか国のほうから商工会関係にも伝わるのはすごく遅いような

感覚をしていたのは事実でございます。それで、心配で今そこら辺、企業者側のマイナンバー制度の取り扱いはどうなっているのかなど、調べてみました。

企業も、議員おっしゃるように、平成28年1月以降、税とか、社会保障の関係、この手続で、従業員のマイナンバーを記載するという必要が間違いなくあります。例えば報酬等にかかわる支払調書の作成、あと源泉徴収等、それと雇用保険被保険者資格取得、あと厚生年金関係、健康保険被保険者資格取得届の作成などなど企業側も同じなのですが、町内で事業者向けの講習会が2回開かれております。11月9日、これは十勝池田税務署主催で、事業所関係者約19名が参加して行われました。また、12月5日、これは商工会の主催で、20名の参加で、いずれも個人番号の収集、保管方法、その他注意事項等、議員が心配するようなことの大事な講習があって、大体知れ渡ったのかなど。もう少し知らしめる必要があるのではないのかなと思うのですが、企業向けのは、過去にはそういうことをやっています。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） これも、国の法律に従ってどういう指示が来ているのか、私もわかりませんが、かなり曖昧で不明な点もあると思うのですよね。だから、企業者に対してナンバーを集積して、それをどのように保管するのかということについては、先ほども言ったように、コンピューターなり、何なりで、管理していくのだと思うけれども、それもやっぱり基幹系と情報系との感じをきちんと分断できる方法を企業側がとっていないと、企業側にアクセスされたら、当然そこから芋づる的に個人の情報が、決して企業側で集積している情報だけでなく、国で考えている、これから貯金通帳とか財産とか、医療も、そういうものまで全部芋づる的に出されて、1回もう拡散されたら、それは食いとめることができないし、当然とめることはできないのですよね。だから、そういったことにならないように、企業側たちもかなり神経を使ってもらわないとだめだと私は思うし、行政指導としても、そういうことにならないようにしっかり行政指導を進めていってほしいと思います。

やめた人については、もう即ナンバーを消滅するような方法をとるようにでも、ひとつお願いします。というのは、一生その企業で終わる人もいるけれども、何年かして職をかわるといふ人については、勤めているときには番号は必要だけれども、そうでない場合にはもう消えてしまうと。昔と違った、そういう社会のシステムに悪用されないようにと、いうことを十分指導して行ってほしいと思います。

それから、通知カードと個人番号カードの紛失ということで、失念も含めての手続と言ったのですけれども、町では、マイナンバーについて1号から5号まで、自治会を通じて各家庭に注意的なナンバーの広報を、広告というのですか、そういうものを出されているのですけれども、個人番号カードをどうしても取得しなければならないという考え方なのか、それとも任意ですよとか、そういった面について非常に不安に思っている人たちがいるのですよね。何で写真つきのカードをつくらなければならないのと。通知番号で、番

号さえ持っていれば、チラシにもあるように、大切に保管してくださいということは、大切にしまっておきなさいよということなのですよ。それを個人番号カードをつくることによって利便性があると。あれでもこれでも使えるみたいな言い方をしているということは、これは保管ではないのだよね。管理するということになるような感じの使い方が、果たしてそういう写真つきのカードが必要なかどうか。その辺について、行政手続上すごく楽だと言うけれども、人間一生の中で行政に住民票を取り寄せるとか、あるいは行政手続上の必要な、多分これからも印鑑証明なんかも全部入ってくると思うのですけれども、そういったものというのはめったに使わない中で、個人カード、これは子供からお年寄りまでということになれば、子供の範囲というのは決まっているし、子供の場合は5年で更新ですね。それから成人の場合は10年で、写真つきカードを更新するとなっているのですけれども。

そういった意味で、私疑問に思うのは、国の予算が個人カードをつくる作成費用として、1,000万人ぐらいしか用意していないらしいのですよね、今の平成28年度だと思えるのですけれども。ということは、1億2,000万人のうちの1,000万人ですから、1割ぐらいしか、そういうものはないのではないかと、それぐらいしか見ていないとか、必要ないと思うのですよね。あとの9割の方はという意味合いなのかどうかわかりませんが、そういった中で個人の、簡単に言えば、名前つきが決して今の時代、免許を持っていない人というのは余りいない中で、自動車の免許で十分本人の証明になると思うのですよね。そういったものをわざわざつくらなければならない、その辺について喚起することはないというふうに私は理解するのですけれども、その点の考え方はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これも実務が絡みますので、担当課長より説明させてもよろしいでしょうか。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） ただいまの御質問ですが、通知カードと個人番号カードの違いについて、まず説明申し上げたいと思います。

通知カードというのは、皆様のお手元に届いていると思いますが、紙製であります。個人番号カードというのは、プラスチック製で写真つきということでもあります。もとを正しますと、個人番号というのは、あくまでも本人確認の手段の一つなのです。今までは本人確認のために免許証、あるいは免許証でなければ保険証とか、そういったほかの公的書類で本人確認をしていたのが、そのほかに個人番号によって確実にその方であるという唯一無二の番号だと言われているのですけれども、その方にしかない番号ということで、より確実な方法の本人確認の手段ということでの個人番号なのです。

当面、通知カードと免許証があれば各種申請というのはできるということなのですが、先ほど谷議員がおっしゃっていましたとおり、今後いろいろな形で利用が広がる際に、通

知カードではそういった利用ができません。個人番号カードの中には、ＩＣチップが入っておりまして、先ほど申しました金融関係ですとか、将来的には医療関係とか、そういったことへの利用を拡大するためには個人番号カードが必要だと、そういったことになります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、担当課長のほうから、そういう説明をされたのですけれども、私はいろいろ新聞記事等について見てみますと、今言った個人番号カードがないと手続ができないということはないというふうに聞いているのですね。というのは、今まででも本人の確認さえとれば、申請書類の手続がとれるというふうに聞いているのですけれども、あくまでも個人の写真つきのもがないと、いわゆる免許証とか、保険証とか、年金手帳とか、そういうもので代替はできないのですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 担当課長から、お願いします。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 各種申請手続におきましては、通知カードと、先ほど申しましたとおり免許証、免許証がなければ保険証等、保険証の場合はもう一つほかの公的書類が必要になりますが、それがあれば番号確認ができるということになります。逆に、個人番号カードというのは写真つきですので、それ1枚で番号も確認できますし、本人確認もできるという意味合いです。

それから、先ほどの答弁に漏れがありましたが、金融関係の利用については、まだこの先の話でありますので、現時点ではまだ利用するという段階ではありません。

それから、先ほど1,000万人のお話があったと思うのですが、これは発行、今、現時点で最初の通知カードなり、個人番号カードが無料だということになっています。それは国の予算が発行の費用を補填するという意味で1,000万人分の予算を国が見ているということでありまして、ここは非常に解釈が難しいのですが、当面の間、初回の発行については無料だという言い方をしております。そういうことでもあります。ですから、対象者が1億人以上いると思うのですが、その分の予算を見ているわけではないということでもあります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） ですから、私が言っていますように、結局マイナンバー、今通知カードで行っていますけれども、今度個人カードで写真つきのもつければ、すごく便利になるよと言いながら、実際、国の予算のほうではそんなに見ていないということは、それほど重視もしていないと思うのですね。また、我々国民一人一人も自己防衛のために写真つきのもを持って歩くということはまずそんなにしないと思うのですよね。だから、必

要最小限度にとどめるとなれば、通知カードさえ正確に大事に持っていれば、私はいいと思うのですよね。そういった意味で、持ち歩くような、常に何かかにかにつけての写真付きの個人カードを提出するという必要性が余りないということを国も思っていると思うので、その辺については、これは自治体の中での責任ではないけれども、それほど写真付き個人カードを重要視はしていないと私は思って、先ほど言ったように、通知カードで、あと本人確認であれば、自動車の免許証があれば、それで済むというふうに私は理解しております。

これから、先ほど前段でも言いましたように、曖昧な中で個人の情報保護法からいっても、また今どきのコンピューターに対する不信感という中で、一度そういうものが漏れた段階ではとどめなく拡散されるし、個人の情報、秘密的なものというのは暴露されていくと。それはそれでいいのですけれども、良心的な人はそんなもの、個人のことについては利用しませんけれども、悪意のある人間は、この人はこれだけのお金を持っている、こういう者は借金もあるとか、あるいはこれだけの病気をしているとかという、そういうものにどんどん利用される、そういったことをしないようにするためには、私は⑥にもありますように、自己防衛としてナンバーを見せない、また持っても歩かない、知らせない、できるだけ本当に必要なものにしかしないで、ふだん持って歩かないで、利用もしないと。

これは頓挫した余談ですけれども、軽減税率でカードを使えば、税金が安くなるみたいな、買い物、店屋ですね、こんなの言語道断ですよ、持って歩くということは。普通的なカードの、ポイントカードみたいなのをなくしたからといってどうということはないけれども、これは大変なことになるということを考えると、そういうものは必要ないと。頓挫しましたけれども、そういった意味合いからいくと、私は⑥の自己防衛として、ナンバーを見せない、知らせない、利用しないというのが重要だと思います。

そういった意味で、今後自治体としてのセキュリティーは、行政手続上も、先ほど言ったように、全員の方にナンバーが届いているわけでもないし、またナンバーが届いていてもナンバーを読み取ることでできない人たちもいると。それから、多分、絶対的に、僕は聞いてはいないけれども、陸別から出ていった人については、後から追跡しながら、そのカードを渡したという話ですけれども、陸別に10月5日以後に入ってきた人たちが本当にカード、番号が渡っているのかというのは、私は疑問に思うのです。そういう人たちについては、どのように対処していくのか。

それから、もし通知カードを紛失したり、番号を大切に保管していても、どこにしまったかもわからないという、番号がすぐ出ない場合においては、どのような方法でそれを利用していくのか、また再発行手続等についてはどうなのか、考え方を町民に知らせなければならぬと思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私のほうから自治体としてのセキュリティーはどうするのだということについてお答えしたいと思います。

基本的に、物理的に人間のつくったものは100%完全にセキュリティーを守れるというものは私はないと思っているのですよ。ただ、それはあくまでも扱う人間が漏れないようどうすればセキュリティーが保てるかということを実際に考え、対策を講じて守れるものだというふうに思っています。

今まで陸別町としましても、個人情報をご慎重に扱ってきました。特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報についても、さらに慎重に取り扱いをしたいと思いますし、そういう指導もしております。また、具体的な方策として、誰がどのような操作をしたかという、そういうのは記録に残すことも必要でないのかなど、そんなふうに思っていますし、簡単に持ち運べるUSB対策、そこら辺もやっぱりそういう機器の使用制限等も考えていかなければならないなど。また、議員もおっしゃった文書データは暗号化するとか、インターネット閲覧の際のフィルタリング等もしっかりやっていかなければならないなど。国が示すセキュリティー対策は、実施済みですし、完全に実施していきますが、町でもそこら辺、最初に言いましたように、できるだけことはして、セキュリティーを守っていききたい、そんなふうに思っています。

28年1月以降、実際に個人番号の収集、保管等に従事する職員に対して、先ほど言いました説明会、安全管理に向けて周知徹底しましたが、これからもなお一層、そこら辺は徹底していききたいと、かように思っています。

その次の、新しく来た人にどうなのだとか、何とかというのは、担当課長から説明させます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 先ほどの質問で、10月5日以降に当町に転入された方についての手続なのですが、転入手続をした際に、当町で個人番号の要求をします。それで地方公共団体情報システム機構から、今回皆さんに10月22日以降行ったように、転入先に郵送されることとなります。さらには、簡易書留で行きますので、そこでもし不在の場合は1週間郵便局で保管されまして、その間に本人等の接触ができない場合は、郵便局から当町の町民課のほうへ返戻されると、そういう同じ流れであります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 当町においては、2,500何がしの人口の中で、行政を進める上では、漏れなくそういうものの手続をしているのだと、人口が少ないからというのではなくて、きめ細かく対応しているのだというふうに、私自身思うわけです。

今、町長が答弁したように、機械を開発した人間が、その機械をうまく利用するということは、機械的なものに結局絶対的なものはないという答弁をいただいたのですけれども、そのとおりのことですね。やっぱり機械をつくる人ももちろんそうですけれども、使う人の良心的な問題というのかな、簡単に言えば、器械を操作している上でヒューマンミスというか、ヒューマンエラーというか、そういうものもあり得ると思うのです。

前段で私言いましたように、陸別の町民の方々が一人たりともそういう悪徳詐欺に合わないように、そういう人たちの餌食にならないように、十分対策をとってほしいということをお願いすると同時に、マイナンバーに携わる職員は、最低でもやっぱり複数で、お互いに内部牽制していないと、担当者一人だけでそれをやっているということはヒューマンエラーにつながると思うので、その辺についても、対策はどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおり、一人でやるよりは二人三人で確認しながらやると。そこら辺は、内部でも十分議論がなされておりますし、できる限り安心感を持たないで常に危機意識を持ちながら、業務に当たっていきたいと思っています。

ただ陸別町、高齢化率も高くて、お年寄りの方が多いので、この前の自治会長会議でもお願いしたのですが、お年寄りの方にも、隣のおじいちゃん、おばあちゃんにでも、やっぱりちょっと相談相手にもなってあげていただきたいなど。お互い助け合いの心が大切ですし、そこら辺もまた、町民の皆さんにはお願いしたところでございます。

○議長（宮川 寛君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） 済みません、先ほどの私の答弁で不十分な部分がありましたので、追加で答弁させていただきたいと思います。

転入された方の扱いですが、10月5日以降で、うちに転入された方で、転入元で通知カードが渡っていない方については、先ほど申したとおりであります。10月5日以降にこちらに転入された際に、既に転入元で手元に通知カードがいていた場合は、その通知カードがうちの転入手続の際に通知カードの裏に転入先の住所とか、記載事項が変更なった場合もそうなのですが、裏書きをしていきます。そういう手続がありますので、10月5日以降、渡っていない方だけが先ほどの答弁の内容になります。

以上であります。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、担当課長が言ったように、転入の場合と、それから転出、同じ町内会でも住所が変わった場合、そういったものも通知カードの裏書きをする、これも本当に御苦労さまです。自治体の職員は、それをしなければならないというふうに聞いております。そういったことで、間違いのないように進めて、私に与えられた1時間の中で質問でございますので、あと2点ありますので、マイナンバーについてはこれで終わって、今後、町長の言われたとおりに、町民が安心して、不安のないような生活を送ってくれるような対策を、十分気を使っただけでいいと思います。

2番目に、林業振興策の考えを伺いたいということをご希望でございますけれども、さきの私たち議員が全員で合同視察ということで、さきの議員の質問の中にもありましたように、下川町に行政視察として行ってまいりました。その中で、林業をうまく活用しているなどというふうに私理解してきたのですけれども、視察に際しまして、副町長並びに産業振興課長、総務課長が同行していただきまして大変ありがとうございます。そういった意味

で、町長には、行政視察等についての中身について御報告があらうかと思うのですけれども、その辺についてどのように報告され、町長としてどのように捉えたのかを伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 下川町ですが、私も過去に3回ほど行っています。最近であれば、議会で行った1年前ぐらいになりますかね、行って見てきております。下川町、今そういったことで全国から視察が絶えない、それぐらい注目されているところです。陸別町も、皆さんもちろん同じ思いをしているのですが、やっぱり木があっただけでできた町でございまして、林業振興策ということは、やっぱり真剣に考えていきたいと。

下川町、循環型のサイクルがすごく整ってしまっていて、あれだけ山も持っていて、うまく回して、理想だなというように、この前の文書もいただいて、それを見させてもらっても、そういう考えを持っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長が、町長自身も過去、議員のときに下川を見てきたということなので、評価的には、私も同等な考え方でおります。

そういった意味で、当町は総体的に8割方が森林であって、総体的に5割を超えるぐらいが国有林地ですよ。だから、国有林地は、過去には営林署の職員が400人も500人もいたという実態の中で、言い方は悪いけれども、国の政策によって、国の財産の管理を放棄はしていないけれども、そんなに熱心にやっていないという結果の中で、営林署の縮小、今は林野庁というのですか、林野局というのか、そういう人たちが減らされてきて、そして実態的には、国有林は荒れてはいないと思うけれども、それほどきちっとした森林としての管理ができていないと思うのですね。

そういった意味で、先ほど私が言ったように、また町長も言ったように、下川では町有林プラス国有林の払い下げによって、年間50町の植林やら、あるいは造林、いわゆる造材とか、製材、その中に出たはねものについてはチップにして、バイオ的に利用するという循環をきちっとしているということは、これはうちらも当然まねという言い方は悪いけれども、決して陸別もやってやれないことはないのではないかと思います。

だから、国有林をうまく手にすることがなくても、町有地にしなくても、それを管理させてもらえとか、原木についてとか、植林についてというのに参入できることが、私は宝の山だと思うのですけれども、その辺について、町長の考えはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 林業振興策の一環として、下川町の話なのですけれども、過去に陸別町も国有林を買わせてもらえないとか、あと国有林の管理を一部国から町に委託してもらえないかと、そういう相談もさせていただいたことがあるそうです。ところが、管理委託もお願いしたときにも、国有林は国が粛々と管理していくよということで、町には任せていただけなかった。そして国有林を購入、こころ辺も、私らもいろいろ考えては来

ているのですが、今の段階で、金額等、かなりやっぱり高額な数字を示されて、これは何回かまた交渉はしなければならないとは思っているのですが、そこら辺も調査を十分にしていきたいというふうに思っています。

一時、今、下川町、これは決して下川町のことを悪く言う意味ではございませんが、当時、下川町で、町の活性化で国有林を買ったと。それで一時、財政破綻近くまで下川町もいったのです。それぐらいの、一か八かといったら、ちょっと言葉は悪いですけども、気構えがあってやったことが、今はそういうふうに循環型のサイクルができたのですけれども、それを同じくやるのはいいのかというのはまた別な話で、そこら辺は十分、これから先、財政や何かも考えていかなければならないので、スピード感を持って考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） これは決して冷ややかな気持ちで言うつもりはありませんけれども、過去に歴代町長は林業上がりということの中で、なかなか国有林についてというか、山に対するというのか、そちらをしなくてもまだまだすべきことがあって、今日に至っていると思うのですけれども、国有林についての考え方というのは、今、町長が言ったような過去もあったと。今の町長自身は、林業上がりでないので、大胆に、それは財政破綻のところまでいけとは言わないけれども、勇断な気持ちで、思いっきりが僕は大事だと思うし、先ほどの木炭の関係とか、あるいはチップ材によって暖房をとるとか、そういったものの循環がうまく回っているということは、どこかでやっぱり勇断を持った考え方を持たないと、陸別の将来的に、林業の町だという栄えと同時に、利用してきたという町にならないような気がしますので、もう一度その辺の決意をお願いします。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これはまちづくりに関して、下川町だけでなく、いろいろな町村、今、あの町すごいな、産業界でもすごいなというところは、例えば町村名は言わないのですけれども、ホタテが今一生懸命よくなっているところも、一時、町のある金ほとんどを使って、そして養殖事業にかけて今があると。そういうようなこともありますので、前向きに調査検討していきたいなというふうに思っています。

それで、私個人だけで、これは決して決断できるものでもございませんし、今盛んにうちの町の林業関係者の若い方々、または社長さんとも何回かそういうことも含めて相談申し上げ、意見を伺っているところでございます。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、町長が答弁の中にあつた林業関係の方と懇談というか、対話を詰めたというふうに聞いているし、僕自身も直接的ではないけれども、そういう話を聞いたのですけれども、やっぱり林業の人たちも自分たちの企業が生き延びるためにどうなのかというのは、それなりの知恵を持っていると思うのですね。そういった意味をくみ上げながら、雇用者の技術養成とか、あるいは確保、造材は今機械化されているし、製材、

あるいは植林についての形はマンパワーというか、人間の力を借りないとできない面はあるけれども、創造的に女子力というのですか、女性もこういう自然の中で働きたいという、そういう意向もあると思うので、その辺なんかも拡大的に進めていくことが必要でないかと。技術者というのは、伐倒にしても、それなりの知識と技術がないとできないという、一昼一夜でできるものでもありませんので、そういったものに対する農家の新規就農と同じような、そういう体制もつくって、林業がどんどん利用できて、なおかつ陸別の発展にもつながるのではないかと私は思うので、その辺の対策、企業者側がどういう考えを持っているのかわかりませんが、そういったことも聞いたり、それから、今聞いたところによりますと、植林用の苗木が足りないというふうに聞いているのですけれども、森林組合に行くと、森林組合単独では、まあまあ循環、順調ではないけれども回っているというふうに聞いたのですけれども、いざ植林を計画して大きくやりたいとなったら、苗木がないという、そういったことも聞いておりますので、そういう苗木をつくる畑とか、さきの議員が言ったように、薬草をすとか、そういった畑の関係についての組合というか、やる気のある人たちを集めてでも早急に実現すれば、またそれなりの新規事業が可能でないかと思うのですけれども、その辺についての考えはどうですか。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 苗木の前に、地元の林業経営者の方々と話して、やっぱりそれぞれいろいろな悩みを持っています。担い手不足、あと造林の若手のなり手が、もちろん今担い手不足なのですけれども、高齢化がどんどんなってくると。そんなので、それぞれ単独で札幌に行って求人をしているようなところもありますし、前向きなのですが、町もできるようなことは単独事業で、話せば長くなってしまうのですけれども、単独事業で陸別町退職金共済制度加入促進事業というのもやっていますし、あと緊急雇用対策事業、あと担い手の対策事業等いろいろやっているのですが、細かなところに手の届くようなことを町もやってあげなければならないなど最近強く思っているのですが、そういう悩み事もできることは解決できるように、一生懸命努力していきたいなというふうに思っています。

それと、苗木の話なのですが、二、三年前、私も、苗木不足だ、苗木不足だという話を伺ったのですが、心配して、昔は苗圃がたくさん陸別もあって、それで充当されていたのでしょけれども、そういう不足があったのですが、この前のお話では、十分間に合っているよということでした。苗木に関しては、森林組合を通して皆さん確保しているようなのですが、毎年5年間の要望量を北海道に提出しているそうです。道はそれをもとに道内の苗木の需給を調整しているということです。自然界ですから、種がとれなかったりとか、成長がよくなかったりとか、いろいろ気象状況にも左右されるようなことがあるのですが、何とかこれからはうまく回っていくのではないのかなと、そういうような説明がありました。森林組合にお話を伺ったのですが、北海道山林種苗協同組合に対して、毎年苗木の安定供給と品質確保については一生懸命働きかけていますということでした。

近隣の他町で、苗木を自家生産するといううわさとか、予定を聞いたこともあります

が、そこら辺に確認してみましたら、現在調査中ですよ。実際、それが手に入るのには、やっぱり年数がかかるから、ちょっと今足踏み状態ですよ、そういうことが今の状態みたいですよ。

○議長（宮川 寛君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 林業関係については、今後もまたいろいろ議案とか、何かの審議のときも言いますけれども、また今後の一般質問にも取り上げて、林業をうまく回転させることが、思い切って勇断することが、町のためになるのではないかと私思っていますので質問しますけれども、時間ありませんので。

最後の点について、通告した開町100年に向けての事業の取り組みについて、次回の行政執行方針に出す考え方はということで通告しているのですけれども、さきの議員の一般質問の中にもありましたような、そういうようなものも含めて、100年に向けて、野尻町長自身も100年目はまだ任期中というのですか、ことし改選でしたので、4年任期の中にちょうどぶつかるので、少なくとも来年あたりから、もし何かをやるといふか、やってほしいのです。そういう中で、来年の執行方針の中で織り込むようにできるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） これは、久保議員の質問のときにもお答えしましたが、庁舎内でも予算編成会議のときに、平成30年の年に開町100年、町政執行65周年だから、記念事業等の検討を考えておく必要があるよということも指示を出していますが、これは町民の皆さんにまずそういうことであるよということを知らしめることが一番必要なのではないのかなと、そんなふうに思います。まだ年数もあるといったら、そんなになんかと言われるかもしれませんが、あることなので、そこら辺、まず一つずつステップアップしていこうと思っていますので、次の執行方針に触れるということにはならないのかなと、私自身はそんなふうに思っております。

○議長（宮川 寛君） もう1回だけ。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 大変残念なお答えをいただいたのですけれども、町長やっぱり、せめてといふか、前向きな攻めた考え方でいかないと、そういう受け身的ではまずいと思うのですよね。100年なら100年という一つけじめの中で、これをやるのだからのものを今のうちからしていないと、2年ちょっとで終わりですよ。だから、そういった意味で、めり張りのきいた町政執行をする上で、大事な節目だと思うので、もう一度再考願います。

○議長（宮川 寛君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私は決して自分はそんな受け身の性格だとも思っておりませんし、ちょっとそういう意見には憤慨するのですが、今の意見は御意見として伺っておくことにいたします。

○議長（宮川 寛君） これで、一般質問を終わります。

◎追加日程第1 発議案第5号議員の派遣について

○議長（宮川 寛君） 追加日程第1 発議案第5号議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

平成28年3月中に、常任委員会合同により帯広市及び本町の消防緊急通報システムの視察をするため、議員全員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は議長発議のとおり、派遣することに決定しました。

なお、日程の決定については、視察先と調整が必要なため、議長において一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

◎日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（宮川 寛君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川 寛君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（宮川 寛君） 以上で、本定例会の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

平成27年陸別町議会12月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時18分